

平成25年度版

東 浦 町 の 環 境

東浦町

環境を大切にするまち・

ひがしうら環境宣言

澄んだ空気、きれいな水、緑豊かな自然に恵まれた環境は、人間をはじめ生きるもののすべての願いであります。

この願いを実行するために、次のことをめざします。

- ・自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり
- ・いのちと健康を大切にする安全のまちづくり
- ・ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり
- ・住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

そして、これを次の世代に引き継いでいくとともに、恵み豊かな環境をつくりあげていくために、東浦町を「環境を大切にするまち・ひがしうら」とすることを宣言します。

平成12年10月11日制定 東浦町

目 次

I	東浦町の概要	1
II	環 境 保 全	
1	公 害 苦 情	3
2	大 気 汚 染	6
3	水 質 汚 濁	13
4	騒 音 ・ 振 動	21
5	悪 臭	26
6	土 壌 汚 染	28
7	地 盤 沈 下	30
8	公害防止協定	31
9	地球温暖化対策事業	34
10	環境基本計画の推進	35
III	廃 棄 物	
1	ご み	41
2	し 尿	58
3	東部知多衛生組合の状況	61
	用 語 解 説	63

I 東浦町の概要

1 本町の位置、大きさ

本町は、名古屋市の南、知多半島の北東部、衣浦湾の最奥に位置し、北は大府市、西は阿久比町・知多市・東海市に、南は半田市に、東は境川を隔て刈谷市に隣接しています。



位 置 (役場)	
東 経	136 ° 58′
北 緯	34 ° 58′

大 き さ	
東 西	6.2km
南 北	7.7km
周 囲	128.04km
面 積	31.11km ²

2 都市計画区域・用途地域

平成25年1月1日現在

区 分		面 積 (ha)	比 率 (%)	建 ぺ い 率 (%)	容 積 率 (%)
都 市 計 画 区 域		3,111.0	100	—	—
市 街 化 区 域		765.5	24.6	—	—
市街化調整区域		2345.5	75.4	60	200
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	98.5	12.9	30・50・60	50・100
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	216.5	28.3	60	150・200
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種住居地域	189.1	24.7	60	200
	第二種 "	4.1	0.5	60	200
	準住居地域	31.1	4.1	60	200
	近隣商業地域	24.0	3.1	80	200
	商業地域	18.4	2.4	80	200・400
	準工業地域	29.0	3.8	60	200
	工業地域	130.9	17.1	60	200
	工業専用地域	23.9	3.1	60	200

3 人口及び世帯数の推移

(各年:3月末現在)

平成 年	世帯数	人 口			人口密度 (人/km ²)
		男	女	計	
2 1	18,671	25,330	24,816	50,146	1,613
2 2	18,838	25,233	24,844	50,077	1,611
2 3	19,078	25,275	24,890	50,165	1,614
2 4	19,240	25,276	24,893	50,169	1,613
2 5	19,336	25,204	24,961	50,165	1,613

(注) 人口は総数

Ⅱ 環境保全

1 公害苦情

(1) 公害苦情の現況

公害苦情は、地域住民の日常生活に密接した問題であり、その適切な処理は、住民の健康と文化的な生活を守るために、また紛争の未然防止のためにも必要であり、愛知県尾張県民事務所知多県民センターなど関係行政機関と協力し、苦情の早期解決に努めています。

以前の公害苦情の発生源は、工場や事業所からのものが多く見られましたが、最近では、住民の日常生活に伴って生じる苦情が増加傾向にあり、内容も多様化しています。

内容としては、大気汚染、騒音、雑草に関する苦情が高い割合を占めており、中でも大気汚染は、農地等での野焼きについての苦情や問い合わせが多く発生しています。

(2) 公害等苦情の状況

①種類別件数

年度 種類別		20	21	22	23	24
典型 7 公害	大 気	12	13	36	25	30
	水 質	1	4	2	0	7
	土 壌	0	0	0	0	0
	騒 音	4	5	6	13	18
	振 動	0	1	0	0	2
	悪 臭	7	1	9	8	11
	地盤沈下	0	0	0	0	0
そ の 他 (不法投棄・雑草等)		0	0	107	127	131
計		24	24	160	173	199

(注) 平成20年度～21年度は、町監視員及び職員が受付けた公害苦情の内、重要案件として県に報告を行った件数

平成22年度～平成24年度は、延べ受付件数

②地区別件数

年度 地区	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
森 岡	3	4	2 2	3 3	3 7
緒 川	6	3	4 0	3 9	5 7
緒川新田	2	4	2 8	2 4	2 7
石 浜	3	6	2 3	3 1	2 8
生 路	5	4	2 3	1 7	2 0
藤 江	5	3	2 4	2 9	3 0
計	2 4	2 4	1 6 0	1 7 3	1 9 9

③主な苦情内容

大 気・・・焼却行為(野焼き含)
騒 音・・・事業場等の機械の作業騒音、解体作業による騒音、日常生活音
悪 臭・・・店舗、家庭からの排水

(3) 環境監視員の活動状況

平成13年4月1日から、環境監視員1名、平成14年4月1日から2名で町内各地区のパトロール活動を重点に行い、苦情発生後の対応型から未然防止型へ転換を図り、住民の生活環境の保全に寄与することを目指しています。

また、不法投棄等の違反行為の発生時には、その調査や指導、警察等関係機関との連絡調整を行っております。

①環境監視活動状況

(単位：箇所)

項目 年度	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	不法 投棄	雑草	産廃施設 立入	その他	合計
20	18	4	8	0	11	1,417	67	52	239	1,816
21	46	2	14	0	1	1,448	96	11	427	2,045
22	35	9	8	0	12	1,781	97	41	416	2,399
23	28	3	21	0	15	779	90	32	640	1,608
24	30	10	24	2	13	839	91	33	643	1,685

(注) 箇所数は延べ数

②家電リサイクル法による家電４品目及びパソコンの不法投棄状況 (単位：個)

品目 年度	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	エアコン (室外機含む)	パソコン	合計
20	58	21	8	0	16	103
21	41	29	7	4	11	92
22	55	17	7	1	2	82
23	62	13	7	2	1	85
24	37	11	3	2	4	57

(注) 環境監視員が確認したもの

2 大気汚染

(1) 大気汚染の現況

大気汚染は、工場・事業所等から排出されるばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）や、自動車等からの排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等）が主な原因となっています。

東浦町では、生路コミュニティセンターに大気汚染自動測定器、風向風速計を設置し、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質を測定し、大気の汚染状況の把握や監視を行っています。また、東浦町役場内には愛知県の大気汚染測定局が設置され、浮遊粒子状物質、窒素酸化物及び光化学オキシダントの測定をしています。

測定結果は、生路測定局及び役場測定局ともにすべての項目において環境基準に適合しました。

今後も継続的に、ばい煙発生施設を設置している工場等への立入り調査や、廃棄物等の野焼き防止など、積極的に大気汚染防止に努めていきます。

(2) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日環庁告第25号・平成8年10月25日環庁告第73号改正)

物質名 ()内告示年月日	環 境 基 準		備 考
	環境上の条件	適用除外	
二酸化硫黄(SO ₂) (昭48.5.16)	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域	
浮遊粒子状物質(SPM) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	同 上	浮遊粒子状物質とはその粒径が10μm以下の大気中の浮遊粉じんを示す。
一酸化炭素(CO) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同 上	
二酸化窒素(NO ₂) (昭53.7.11)	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	同 上	
光化学オキシダント(Ox) (昭48.5.8)	1時間値が0.06ppm以下であること。	同 上	光化学オキシダントとは、オゾン、PAN等の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

(3) 測定地・測定項目

測定項目 測定点	二酸化硫黄 (SO ₂)	浮遊粒子状 物質(SPM)	窒素酸化物 (NO+NO ₂)	光化学オキ シダント(Ox)	風向・風速
生路コミュニティセンター (昭48.8設置)	○	○			○
東 浦 町 役 場 (昭49.4設置)		○	○	○	

(注) 東浦町役場内での測定点は愛知県の測定局

(4) 各種届出状況

(平成25年3月31日現在：累計)

施設名	関係法令	大気汚染防止法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
		工場等数	施設数	工場等数	施設数
ばい煙発生施設		36	101	5	8
粉じん発生施設		12	44	23	105
大気指定工場等		—	—	8	21

(資料：知多県民センター)

(5) 測定の状況

①二酸化硫黄 (SO₂)

年度変化(年平均値)

(単位：ppm)

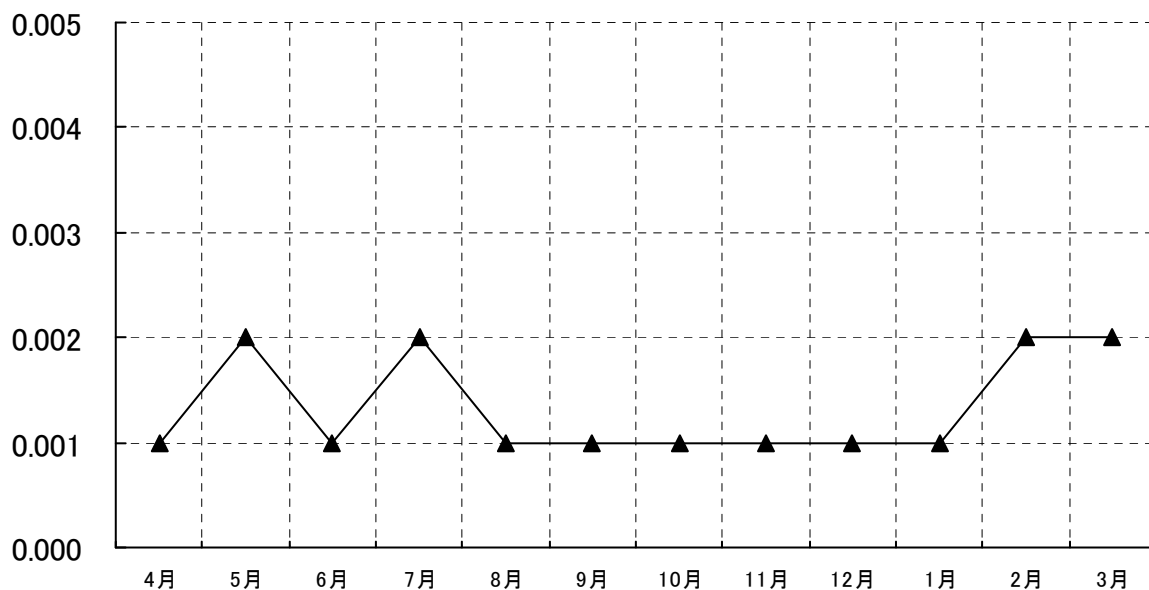
測定点	20	21	22	23	24
生路コミュニティセンター	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
緒川新田老人憩の家	0.002	0.002	—	—	—

年間測定結果(平成24年度)

項目	有効測定 日	測定時間 時間	年平均値 ppm	1時間値が 0.1ppmを 超えた時 間数とそ の割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日 数とその 割合		1時間 値の 最高値 ppm	日平均 の 最高値 ppm	環境基準 適否
				時間	%	日	%			
生路コミュニティセンター	365	8,759	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.004	適

二酸化硫黄の経月変化 (平成24年度 生路コミュニティセンター月平均値)

(ppm)



二酸化硫黄の月別測定結果

年 月 項 目			24									25		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生 路 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測 定 時 間	時間	720	744	720	744	744	720	744	720	744	744	672	743
	月 平 均 値	ppm	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
	1 時 間 値 が 0.1ppm を 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平 均 値 が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値	ppm	0.007	0.009	0.011	0.009	0.011	0.007	0.008	0.011	0.007	0.004	0.01	0.01
	日 平 均 値 の 最 高 値	ppm	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.004	0.004

②浮遊粒子状物質（SPM）

年度変化（年平均値）

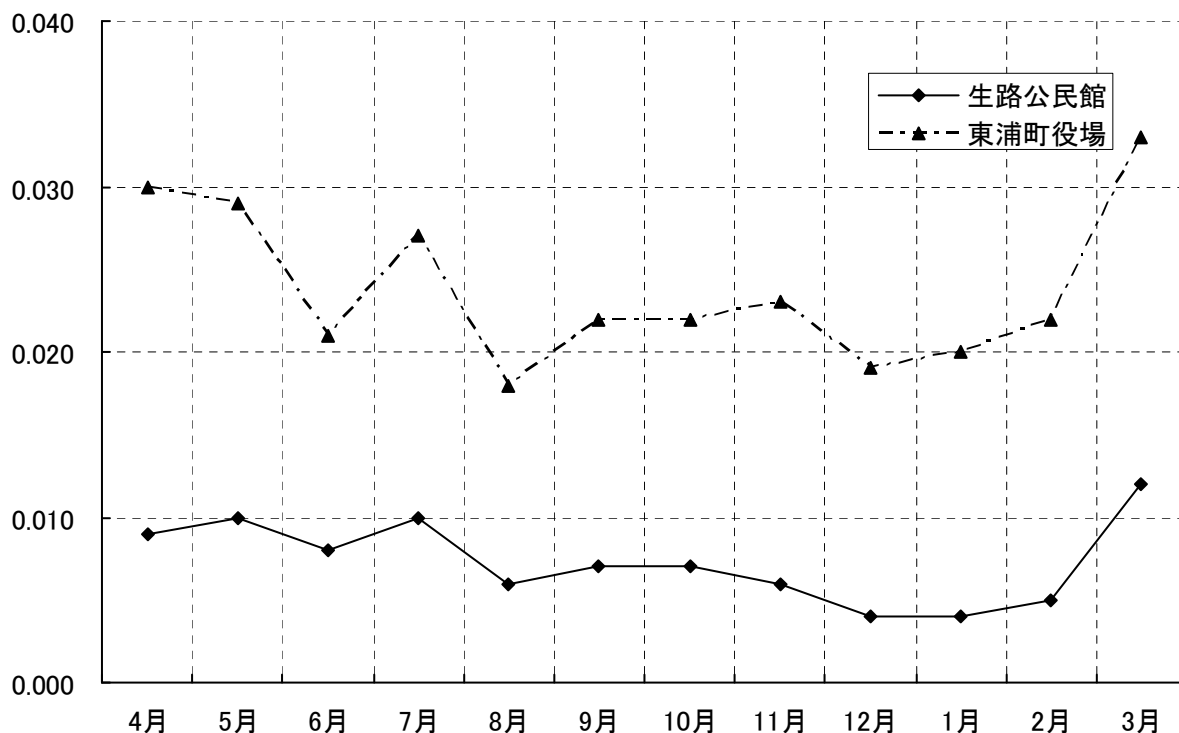
（単位：mg/m³）

年度	20	21	22	23	24
測定点					
生路コミュニティセンター	0.021	0.014	0.007	0.009	0.008
緒川新田老人憩の家	0.014	0.005	—	—	—
東浦町役場	0.027	0.028	0.024	0.025	0.024

年間測定結果（平成24年度）

項 目	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数と その割合		日平均値 0.10mg/m ³ を超えた 日 数 と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 の 最高値	環 境 基 準
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	適否
測定点										
生路コミュニティセンター	338	8,166	0.008	0	0.0	0	0.0	0.145	0.045	適
東浦町役場	362	8,687	0.024	1	0.0	0	0.0	0.242	0.083	適

浮遊粒子状物質の経月変化（月平均値：mg/m³）



浮遊粒子状物質の月別測定結果

年 月 項 目			24									25		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生路 コミュニ ティセ ンター	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	20	31	14	28	31
	測 定 時 間	時間	720	744	720	744	744	720	744	505	744	365	672	744
	月 平 均 値	㎍/㎥ ³	0.009	0.01	0.008	0.01	0.006	0.007	0.007	0.006	0.004	0.004	0.005	0.012
	1時間値の 最 高 値	㎍/㎥ ³	0.045	0.045	0.080	0.035	0.025	0.045	0.04	0.085	0.025	0.025	0.035	0.145
	日平均値の 最 高 値	㎍/㎥ ³	0.031	0.031	0.019	0.021	0.011	0.016	0.014	0.014	0.01	0.011	0.018	0.045
東 浦 町 役 場	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	28	30	31	31	28	31
	測 定 時 間	時間	719	742	718	743	743	719	693	713	743	743	670	741
	月 平 均 値	㎍/㎥ ³	0.030	0.029	0.021	0.027	0.018	0.022	0.022	0.023	0.019	0.020	0.022	0.033
	1時間値の 最 高 値	㎍/㎥ ³	0.105	0.130	0.055	0.087	0.076	0.082	0.242	0.071	0.081	0.070	0.144	0.111
	日平均値の 最 高 値	㎍/㎥ ³	0.073	0.083	0.029	0.053	0.027	0.044	0.038	0.037	0.035	0.038	0.055	0.070

③窒素酸化物（NO+NO₂）

一酸化窒素（NO）・二酸化窒素（NO₂）・窒素酸化物の月別測定結果

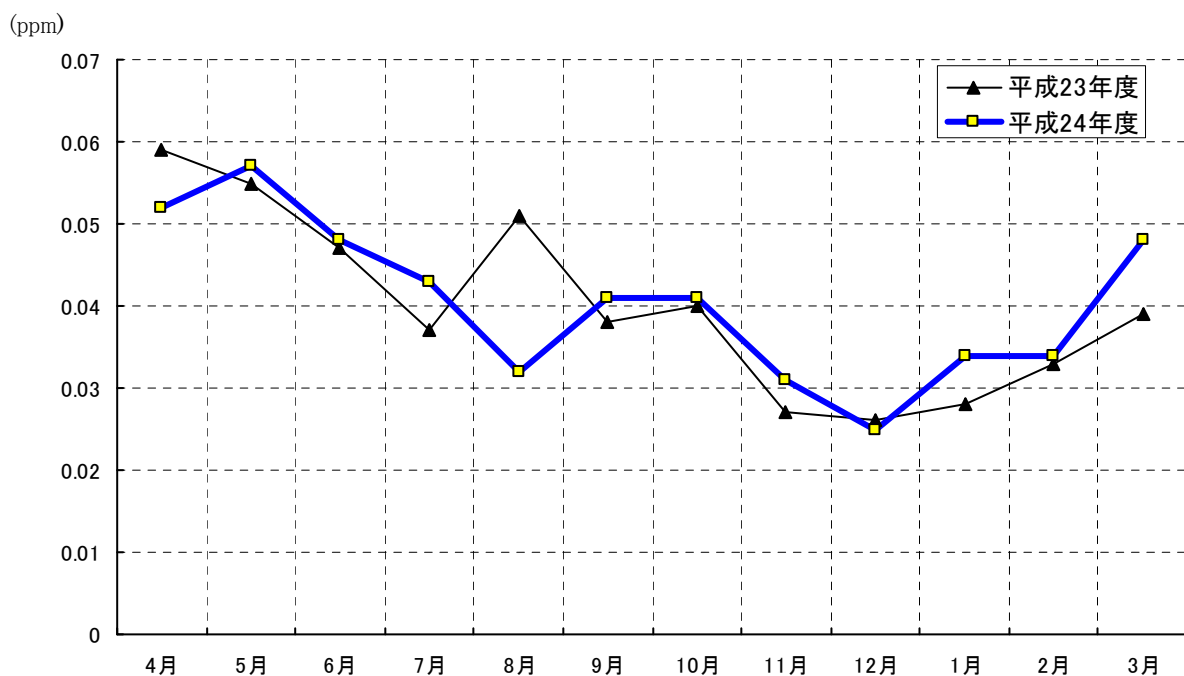
年 月 項 目		24										25		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
有効測定日数		日	30	25	30	31	31	26	31	30	31	31	28	31
測 定 時 間		時間	708	599	710	730	727	625	730	707	732	734	662	733
一 酸 化 窒 素	月 平 均 値	ppm	0.002	0.001	0.001	0.002	0.004	0.003	0.004	0.010	0.010	0.007	0.005	0.004
	1時間値の 最 高 値	ppm	0.060	0.033	0.020	0.023	0.035	0.034	0.060	0.96	0.091	0.097	0.099	0.079
	日平均値の 最 高 値	ppm	0.008	0.006	0.003	0.006	0.010	0.006	0.021	0.046	0.037	0.025	0.029	0.021
二 酸 化 窒 素	月 平 均 値	ppm	0.013	0.011	0.010	0.008	0.007	0.011	0.014	0.017	0.019	0.017	0.017	0.016
	1時間値の 最 高 値	ppm	0.044	0.046	0.033	0.035	0.022	0.038	0.048	0.045	0.051	0.050	0.056	0.051
	日平均値の 最 高 値	ppm	0.024	0.023	0.018	0.018	0.011	0.018	0.027	0.028	0.036	0.037	0.036	0.031
	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
窒 素 酸 化 物	月 平 均 値	ppm	0.016	0.013	0.011	0.010	0.011	0.014	0.019	0.026	0.029	0.023	0.022	0.021
	1時間値の 最 高 値	ppm	0.098	0.079	0.039	0.039	0.048	0.071	0.083	0.124	0.128	0.144	0.125	0.126
	日平均値の 最 高 値	ppm	0.033	0.025	0.019	0.020	0.019	0.022	0.043	0.074	0.073	0.062	0.064	0.050
	月 平 均 値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	85.4	89.2	90.1	83.0	66.6	77.9	76.5	63.4	64.6	71.6	77.7	78.6

(注) 測定地 東浦町役場

④光化学オキシダント (O_x)
光化学オキシダントの月別測定結果

年 月 項 目			24										25		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東 浦 町 役 場	昼間測定日数	日	25	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	昼間測定時間	時間	362	463	448	462	462	446	462	445	463	457	418	462	
	昼間の 1 時間 値が0.06ppmを 超えた日数時 間数	日	6	14	5	7	3	2	0	0	0	0	0	3	
		時間	27	48	9	28	5	6	0	0	0	0	0	5	
	昼間の 1 時間 値が 0.12ppm を超えた日数 時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	昼間の 1 時間 値 の 最 高 値	ppm	0.070	0.075	0.068	0.091	0.066	0.067	0.059	0.043	0.038	0.043	0.042	0.072	
	昼間の日最高 1 時 間 値 の 月 間 平 均 値	ppm	0.052	0.057	0.048	0.043	0.032	0.041	0.041	0.031	0.025	0.034	0.034	0.048	

光化学オキシダントの経月変化（昼間の日最高1時間値の月間平均値）



⑤気 象

気象の月別観測結果

年 月 項 目			24									25		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生路 コミュニ ティセ ンター	風 向	最多風向	NNW	NW	S	S	S	SSE	N	NNW	NNW	NW	NW	NNW
		割 合(%)	15.4	18.1	17.4	24.5	27.6	14.6	28.2	27.8	31.0	37.3	41.4	35.9
	風 速 m/s	月平均値	2.81	2.87	2.30	2.44	2.34	2.26	2.26	2.54	2.79	3.03	3.19	3.00
		最 高 値	11.3	8.9	10.4	8.3	5.8	11.3	7.6	8.7	8.7	8.3	8.2	11.1

⑥ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策として、大気中の濃度を把握するため、平成12年度から役場敷地内で年4回（四季）の調査を実施しています。

（単位：pg－TEQ/m³）

年度	春季	夏季	秋季	冬季	年平均	環境基準値
20	0.04	0.02	0.05	0.09	0.05	年平均値が0.6以下
21	0.03	0.02	0.03	0.04	0.03	
22	0.01	0.03	0.06	0.03	0.03	
23	0.02	0.01	0.03	0.06	0.03	
24	0.02	0.01	0.03	0.05	0.03	

（注）1 pg（ピコグラム）： 1兆分の1 g

2 TEQ：ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す単位

ダイオキシン類は異性体が多く、毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い「2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン」の量に換算した値として表した毒性当量

3 平均値は、PCDD（ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン）、PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）及びCo-PCB（コプラナーポリ塩化ビフェニル）の値の合計

⑦ばい煙調査

大気汚染物質の排出抑制のため、発生施設がある工場で調査を実施しています。

測定結果は、14の工場で公害防止協定の基準に適合しました。

（測定月：平成24年12月）

事業所数	ばいじん(平均値)	窒素酸化物(平均値)	硫黄酸化物(平均値)
14	< 0.013g/m ³ N	124.7ppm	0.13g/m ³ N

3 水質汚濁

(1) 水質汚濁の現況

水質汚濁は、炊事・洗濯等の日常生活を営むうえで排出される生活排水や工場・事業所等からの排出により、水質・底質の悪化、悪臭の発生が生じ、有害物質（カドミウム・全シアン等）による水質汚濁が起きると、飲料水や魚介類を通して人体に吸収され、人の健康に被害が生じるおそれがあります。

本町の河川は、須賀川・豆搦川・明徳寺川・岡田川・境川の各水系で衣浦湾へ流入しており、水質汚濁監視のため、河川 15 地点、ため池 16 地点、排水路 5 地点の計 36 地点で水質調査を実施しています。

調査の結果は、調査項目について人の健康の保護に関する環境基準を達成しました。

今後も水質汚濁の大きな原因となる生活排水対策として、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水による汚れを少しでも減らせるよう啓発に努め、水質汚濁防止に対処していく方針です。

(2) 水質汚濁に係る環境基準（昭46. 12. 28環庁告第59号・平24. 5. 25環庁告第84号改正）

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1, 4-ジメチル	0.05mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		
備 考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

②生活環境の保全に関する環境基準

河 川(湖沼を除く)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数
AA	水道1級、自然環境保全 およびA以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水 浴およびB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ以上	1000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級およ びC以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級 およびD以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水 およびEの欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる) 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする。(湖沼もこれに準ずる)						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3の水
産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

水 産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈でん物等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

※本町内河川で、環境基準が定められた河川は、境川と鎌池川(阿久比川支流)の2河川であり、類型はCで
ある。

(3) 調査の状況 (河川・ため池・排水路)

平成24年度の調査結果

地点	地点		測定月	pH	BOD・COD	SS	DO	大腸菌群	n-ヘキサン抽出物質	全窒素	全りん
No.					(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(MPN/100mℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)
1	河川	石ヶ瀬川	5月	7.9	8.3	5	9.2	79,000	0.5未満	5.8	0.32
			11月	7.2	2.3	5	11.0	49,000	0.5未満	7.5	0.20
2		五ヶ村川上流	5月	7.5	2.9	51	5.1	110	0.5未満	1.6	0.29
			11月	7.3	0.8	6	7.0	1,700	0.5未満	3.4	0.17
3		岡田川上流	5月	7.3	14.0	24	6.5	1,300,000	0.5未満	7.7	1.0
			11月	7.6	2.8	1	13.0	13,000	0.5未満	5.9	0.14
4		岡田川中流	5月	7.5	5.8	8	12.0	11,000	0.5未満	2.5	0.53
			11月	7.7	2.0	2	14.0	33,000	0.5未満	6.2	0.17
5		岡田川下流	5月	6.7	3.2	5	8.2	7,900	0.5未満	2.6	0.50
			11月	7.7	1.5	3	13.0	3,300	0.5未満	5.4	0.17
6		境川	5月	7.3	1.6	14	7.6	1,100	0.5未満	1.4	0.29
			11月	7.5	1.0	4	8.0	7,900	0.5未満	3.2	0.25
7		五ヶ村川中流	5月	7.2	5.4	51	5.7	17,000	0.5未満	5.2	0.48
			11月	7.4	0.8	7	6.5	700	0.5未満	2.5	0.16
8		明徳寺川上流	5月	7.5	2.6	6	10.0	22,000	0.5未満	4.4	0.16
			11月	7.3	4.2	3	8.9	7,900	0.5未満	8.7	0.18
9		明徳寺川上流西	5月	7.5	1.5	13	9.0	13,000	0.5未満	1.0	0.12
			11月	7.5	3.4	11	12.0	2,400	0.5未満	2.2	0.07
10		明徳寺川中流	5月	7.4	1.5	13	8.9	17,000	0.5未満	2.4	0.14
			11月	7.6	1.4	3	9.7	22,000	0.5未満	3.0	0.08
11	明徳寺川下流	5月	7.4	2.3	34	8.0	17,000	0.5未満	2.3	0.2	
		11月	7.6	1.1	4	10.0	2,400	0.5未満	2.8	0.09	
12	鎌池川	5月	8.9	3.1	38	7.1	23	2.8	4.3	0.36	
		11月	8.8	43	18	9.6	0	1.4	5.1	0.39	
13	豆搦川	5月	6.8	2.6	18	6.3	24,000	0.5未満	2.7	0.25	
		11月	7.4	2.8	5	7.3	7,900	0.5未満	4.3	0.29	
14	須賀川	5月	7.0	9.4	24	8.3	330,000	0.5未満	7.9	1.0	
		11月	7.2	14.0	16	6.5	7,900	0.5未満	12.0	1.8	
15	衣浦貯木場水門前	5月	7.3	2.0	6	6.6	7,900	0.5未満	1.8	0.16	
		11月	8.2	1.7	2	6.8	22	0.5未満	1.1	0.06	
16	ため池	大池	5月	9.7	21.0	27	15.0	2	0.5未満	2.2	0.2
			11月	7.8	21.0	29	12.0	3,300	0.5未満	2.1	0.18
17		杉之内池	5月	8.4	7.8	15	9.3	70	0.5未満	0.6	0.04
			11月	8.7	9.7	20	15.0	1,700	0.5未満	1.3	0.34
18		下申ヶ池	5月	8.3	9.0	9	11.0	11,000	0.5未満	0.9	0.07
			11月	7.8	14.0	18	11.0	70	0.5未満	1.7	0.12
19		緒川新池	5月	8.0	3.5	10	11.0	2,400	0.5未満	0.5	0.04
			11月	7.5	8.1	26	11.0	330	0.5未満	1.4	0.09
20		馬池	5月	6.8	8.6	15	7.8	4,900	0.5未満	1.0	0.07
			11月	7.4	8.5	23	12.0	330	0.5未満	1.4	0.11
21		下蛭薬池	5月	7.1	14.0	56	12.0	1,700	0.5未満	2.0	0.18
			11月	7.8	12.0	20	13.0	220	0.5未満	1.6	0.13

22		新池	5月	7.2	9.4	3	8.7	490	0.5未満	0.6	0.04
			11月	7.5	8.8	24	12.0	330	0.5未満	1.1	0.05
23		下鰻池	5月	8.3	16.0	13	12.0	2	0.5 未満	1.3	0.11
			11月	8.5	20.0	26	14.0	110	0.5 未満	2.0	0.15
24		上ノ池	5月	9.0	21.0	53	17.0	49	0.5 未満	1.5	0.23
			11月	8.5	8.9	23	14.0	490	0.5 未満	1.2	0.1
25		明覚池	5月	8.3	8.1	15	11.0	490	0.5 未満	1.1	0.07
			11月	7.9	10.0	9	14.0	2400	0.5 未満	1.9	0.11
26		飛山池	5月	7.5	8.2	14	9.3	790	0.5 未満	0.6	0.04
			11月	7.9	8.4	17	12.0	790	0.5 未満	0.9	0.06
27		泉ヶ池	5月	10.7	57.0	42	25.0	0	0.5 未満	4.4	0.36
			11月	9.1	23.0	36	15.0	790	0.5 未満	4.2	0.22
28		切池	5月	9.4	19.0	22	18.0	24,000	0.5 未満	4.0	0.4
			11月	8.4	10.0	12	13.0	7,900	0.5 未満	3.3	0.29
29		厄松池	5月	10.4	54.0	110	30.0	0	0.5 未満	3.4	0.91
			11月	7.8	12.0	29	15.0	1,700	0.5 未満	2.1	0.23
30		午池	5月	8.5	3.6	17	8.4	4,900	0.5 未満	0.6	0.07
			11月	8.6	16.0	59	13.0	170	0.5 未満	1.8	0.24
31		黒根池	5月	8.5	5.7	7	9.9	7,900	0.5 未満	0.4	0.04
			11月	8.0	4.9	5	11.0	2,400	0.5 未満	0.3	0.03
32	排水路	半ノ木住宅前水路	5月	7.7	3.6	2	11.0	220,000	0.5 未満	—	—
33		森岡駅東水路	5月	7.6	3.3	22	4.8	17,000	0.5 未満	—	—
34		石浜浜新田排水路	5月	7.3	2.5	8	2.9	790,000	0.5 未満	—	—
35		生路2号排水路	5月	7.3	21.0	24	1.3	490,000	0.5 未満	—	—
36		生路5号排水路	5月	8.2	10.0	6	12.0	790,000	0.5 未満	—	—

(単位:mg/ℓ)

地点	地点		測定月	カドミウム	全シアン	有機リン化合物	鉛	六価クロム	砒素
No.				総水銀	アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸窒素
6	河川	境川	5月	0.0003未満	不検出	不検出	0.005未満	0.01未満	0.005未満
				0.0005未満	不検出	不検出	0.002未満	0.0005未満	1.0
7		五ヶ村川中流	5月	0.0003未満	不検出	不検出	0.005未満	0.01未満	0.005未満
				0.0005未満	不検出	不検出	0.002未満	0.0005未満	2.0
9		明徳寺川上流西	5月	—	不検出	—	0.005未満	0.01未満	—
				—	—	—	—	—	—

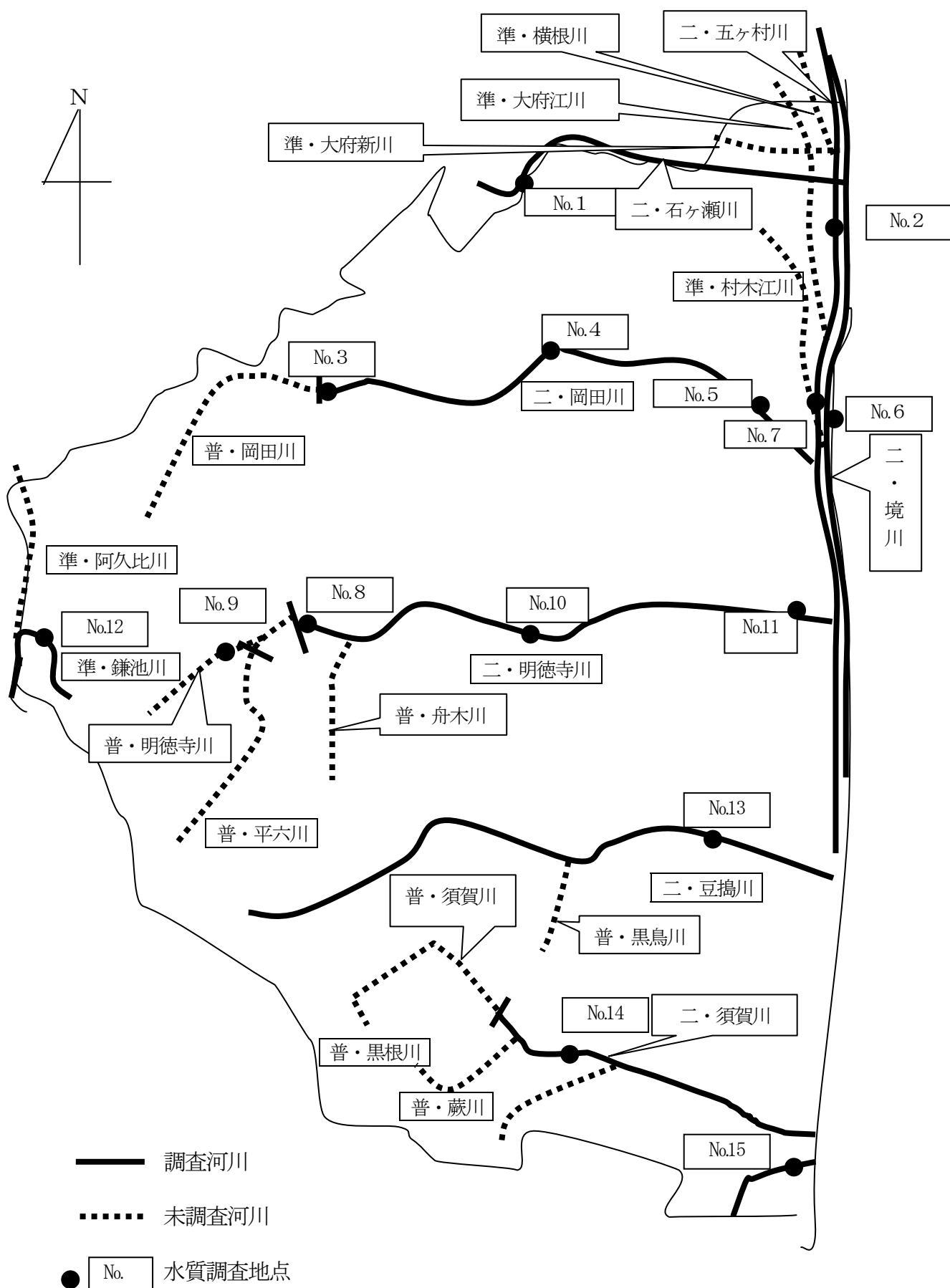
(単位: pg-TEQ/ℓ)

地点	地点	測定月	ダイオキシン類	水質環境基準
2	河川 五ヶ村川上流	11月	0.32	1以下

- (注) 1 一級河川 (一): 一級河川とは、国土保全上 (治水) または国民経済上 (利水) 特に重要な水系で政令で指定したものにかかわる河川で国土交通大臣が指定したものです。
- 2 二級河川 (二): 二級河川とは、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県知事が指定したものです。
- 3 準用河川 (準): 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものは、準用河川として河川法の二級河川に関する一定の規定が準用されます。
- 4 普通河川 (普): 河川法に基づく指定を受けない河川 (公共の水流、水面) を一般に総称して普通河川と呼びます。河川法に記述はなく厳密に河川法上の分類はありません。

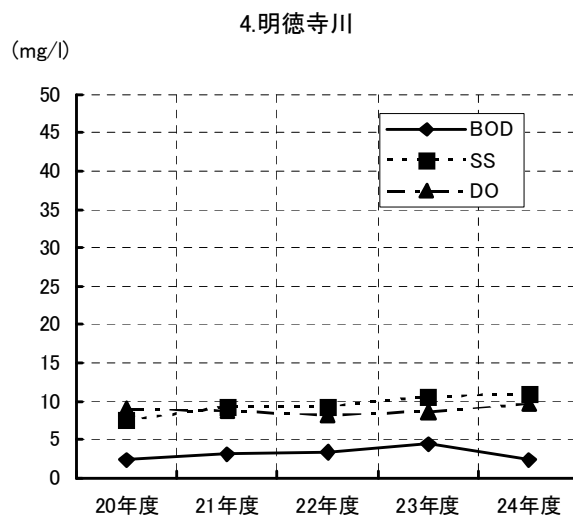
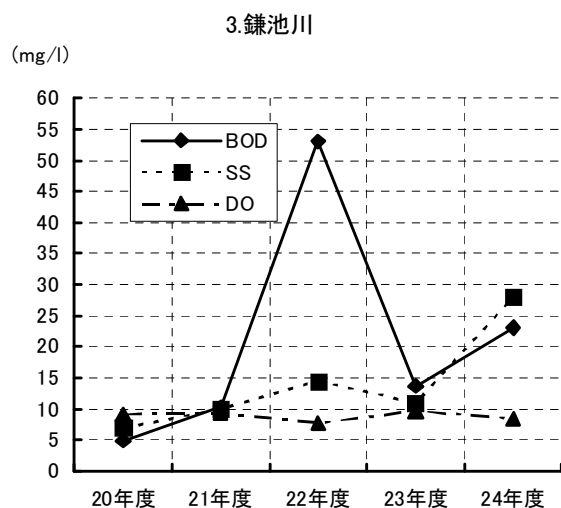
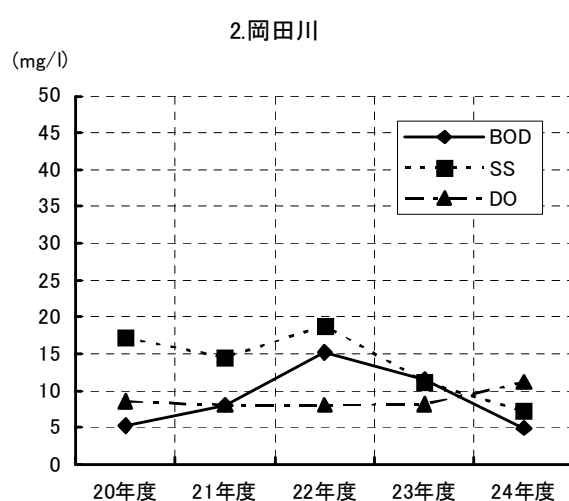
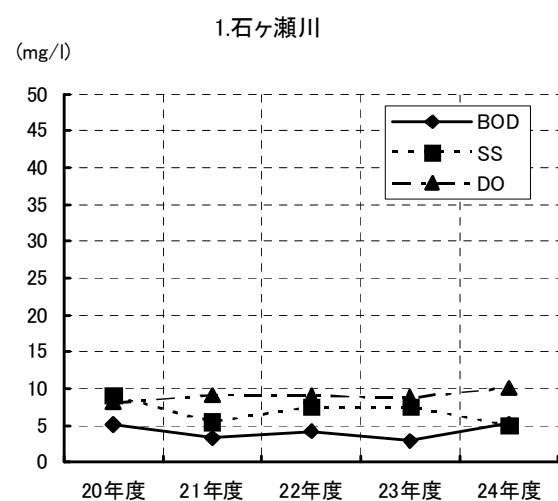
普通河川の管理は市町村が行っています。

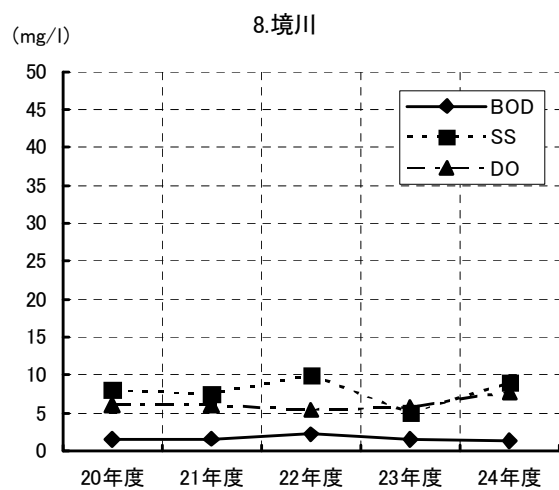
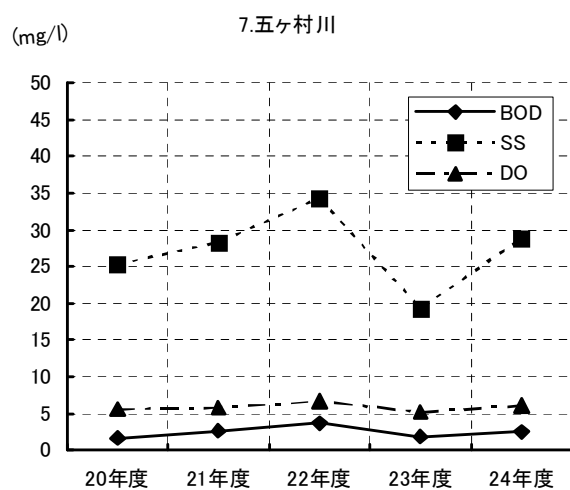
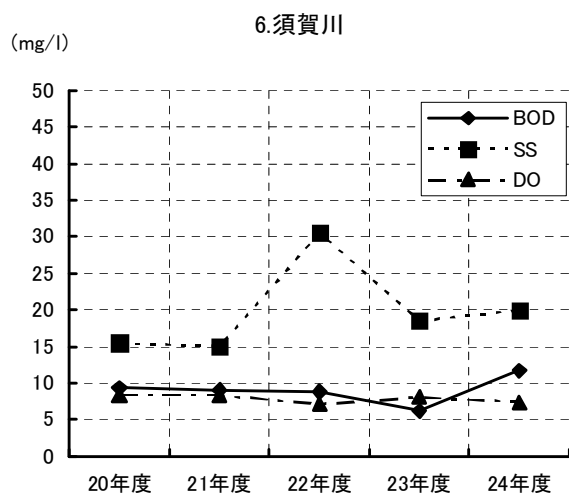
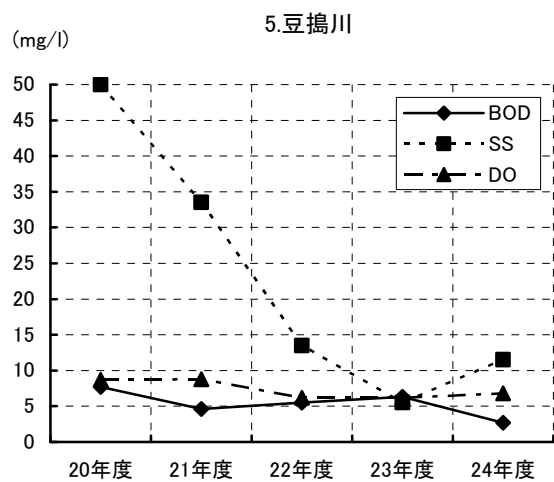
水質調査河川位置図（主な河川）



河川BOD・SS・DO経年変化（年間平均値）

項目・年度 河川名		B O D (mg/l)					S S (mg/l)					D O (mg/l)				
		20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24
1	石ヶ瀬川	5.1	3.3	4.2	2.9	5.3	9.0	5.5	7.5	7.5	5.0	8.1	9.1	9.0	8.8	10.1
2	岡田川	5.2	8.0	15.2	11.5	4.9	17.2	14.5	18.8	11.2	7.2	8.5	8.0	8.0	8.1	11.1
3	鎌池川	4.9	10.3	53.0	13.7	23.1	7.0	10.0	14.5	11.0	28.0	9.1	9.3	7.7	9.7	8.4
4	明徳寺川	2.3	3.1	3.3	4.4	2.3	7.5	9.3	9.3	10.6	10.9	9.0	8.7	8.2	8.6	9.6
5	豆搗川	7.7	4.6	5.5	6.3	2.7	50.0	33.5	13.5	5.5	11.5	8.7	8.8	6.2	6.2	6.8
6	須賀川	9.3	9.1	8.8	6.2	11.7	15.5	15.0	30.5	18.5	20.0	8.3	8.3	7.1	8.1	7.4
7	五ヶ村川	1.7	2.7	3.7	1.9	2.5	25.3	28.3	34.3	19.3	28.8	5.6	5.8	6.7	5.2	6.1
8	境川	1.5	1.6	2.2	1.5	1.3	8.0	7.5	10.0	5.0	9.0	6.1	6.1	5.4	5.8	7.8





(4) 生活排水の汚れを知りましょう

下の表は、主な食品の汚れの程度を示しています。

これらの食品をそのまま流した場合、コイやフナなどの魚が棲める水質(BOD 値 5 mg/ℓ 程度)にするには、浴槽(300ℓ)に何杯もの水が必要となります。

工場などの排水基準は、その規模によりBOD値 25～160 (日間平均値 20～120) mg/ℓ でそれに比べると食品の汚れは非常に大きいと言えます。また、これらの食品には、栄養塩類である窒素やりんが含まれており、三河湾などの閉鎖性水域(陸地に囲まれ、外海水との水交換が少ない水域)においては、富栄養化による赤潮などの発生の原因となっています。

主な食品の汚れの程度

食 品 名	項 目	汚れぐあい (BOD)	これだけ 捨てたら	必 要 な 水 の 量	窒 素	り ん
みそ汁		31,000mg/ℓ	おわん1杯 (200ml)	浴槽4.1杯	2,100mg/ℓ	180mg/ℓ
ラーメンの汁		41,000mg/ℓ	ひとり分 (300ml)	浴槽8.2杯	3,500mg/ℓ	140mg/ℓ
米のとぎ汁		900mg/ℓ	2,000ml	浴槽1.2杯	33mg/ℓ	24mg/ℓ
ビール		90,000mg/ℓ	コップ1杯 (200ml)	浴槽12杯	1,300mg/ℓ	22mg/ℓ
牛乳		120,000mg/ℓ	コップ1杯 (200ml)	浴槽16杯	5,900mg/ℓ	930mg/ℓ

4 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現況

騒音は、各種公害の中でも日常生活に密接したものが多く、発生源も多種多様で、騒音に対する慣れや個人感覚の差異もあり解決を難しくしています。

平成24年度の騒音・振動の苦情は20件あり、事業場の機械作業、解体作業による騒音や生活騒音の苦情がありました。

本町では、自動車騒音の測定を実施し、調査地点で午前8時前後と午後6時前後に若干高くなる傾向がありますが、昼間、夜間とも環境基準に適合しました。

(2) 騒音

①環境基準（平成10年9月30日環告64・平成24年3月30日環告54改正）

（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域		

（注）時間区分：昼間… 午前6時～午後10時 夜間… 午後10時～翌日午前6時

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、特例として次の基準が定められています。

（単位：dB）

昼間	夜間
70以下	65以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内に透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）によることができる。	

②自動車騒音調査の状況（緒川字東栄町地内）

（単位：dB）

昼間	68	夜間	63
----	----	----	----

※測定月 平成24年12月

③特定工場の騒音規制基準値

騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分		昼 間	朝 夕	夜 間
		午前 8時～ 午後 7時	午前 6時～ 午前 8時 午後 7時～ 午後 10時	午後 10時～ 翌日の 午前 6時
騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例			
第1種区	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種区	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
第3種区	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65	60	50
	市街化調整区域	60	55	50
第4種区	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70
	その他の地域	60	55	50

(注) 1 次の施設の敷地の周囲50mの区域（1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居は除く）の規制基準は上表の値から5dB減じた値とする。

学校・保育所、病院・入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム

2 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、又は、1種住居、2種住居、準住居に接す

工業、工専地域の境界線から内側へ50mの範囲内の規制基準は上表の値から5dB減じた値とする。

④騒音の大きさと人体に対する影響

(単位：dB)

区分 音の大きさ	音の大きさの目安	人体に対する影響
40	・図書館の中 ・静かな住宅地の昼	・睡眠が妨げられる ・病気の時寝てられない
50	・静かな事務所の中	・落ち着かない ・勉強ができない
60	・静かな乗用車 ・普通の会話	・食欲が減退する ・会話のじゃまになる
70	・騒々しい事務所の中 ・騒々しい街頭	・血圧が上昇する
80	・地下鉄の車内	・気持ちをいらいらさせる ・疲労の原因となる
90	・騒々しい工場の中、 ・カラオケ店内	・消化不良となる
100	・電車が通る時のガード下	・長時間さらされると難聴になる
120	・飛行機のエンジンの近く	・短時間でも一時難聴になる

⑤特定施設関係各種届出状況

騒音規制法

(平成25年3月31日現在の累計)

施設の種類	区分	特定工場等総数	特定施設等総数
金 属 加 工 機 械		4 9	5 4 5
圧 縮 機 等		6 7	8 7 2
土 石 用 破 砕 機 等		7	2 9
織 機		2 1 1	1 5, 6 3 2
建 設 用 資 材 製 造 機 械		4	4
木 材 加 工 機 械		1 3	1 1 3
印 刷 機 械		2	2 0
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		1 4	1 0 8
鋳 型 造 形 機		2	1 3
計		3 6 9	1 7, 3 3 6

県民の生活環境の保全等に関する条例

(平成25年3月31日現在の累計)

施設の種類	区分	騒音発生施設 設置工場等総数	騒音発生施設総数
金 属 加 工 機 械		1 0	6 5
圧 縮 機 等		5 8	2 6 9
土 石 用 破 砕 機 等		2	8
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		1	9
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		1 7	3 3
送 風 機 及 び 排 風 機		4 2	3 3 7
走 行 ク レ ー ン		3	1 4
真 空 ポ ン プ		1	7
計		1 3 4	7 4 2

⑥特定建設作業関係各種届出状況

騒音規制法

(平成 24 年度)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
くい打機等を使用する作業	1 2
さく岩機を使用する作業	6 8
空気圧縮機を使用する作業	2 9
コンクリートプラント等を設けて行う作業	5
バックホウを使用する作業	9 4
トラクターショベルを使用する作業	6
ブルドーザーを使用する作業	3 4
計	2 4 8

県民の生活環境の保全等に関する条例

(平成24年度)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	9
コンクリートミキサー等を使用する作業	8 8
コンクリートカッターを使用する作業	1 0 9
ブルドーザー等を使用する作業	1 8 2
ロードローラー等を使用する作業	1 4 4
計	5 3 2

(3) 振 動

①特定工場の振動規制基準値

振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

時間の区分		昼 間	夜 間
地域の区分		午前7時～ 午後8時	午後8時～ 翌日の午前7時
振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例		
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70
	その他の地域	65	60

(注) 1 工業地域及び工業専用地域内の学校、病院、診療所、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内における基準は、上の表の値から5dBを減じた値とする。

2 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住又は、1種住居、2種住居、準住居に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域、工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5dBを減じた値とする。

②振動の大きさと人体に対する影響

デシベル (dB)	震度階 級	振動の目安	人体に対する影響
～55	無感	人体に感じない程度	睡眠影響はほとんどない
55～65	微震	静止している人だけに感じる	振動を感じ始める
65～75	軽震	大勢の人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く	眠っている人の中には目を覚ます人もいる
75～85	弱震	家屋が激しく揺れ、障子がガタガタと音を立てる	眠っている人の大半が目覚ます
85～95	中震	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる	歩いている人の全てが揺れを感じる 人体に生理的影響が生じ始める

③特定施設関係各種届出状況

振動規制法

(平成25年3月31日現在の累計)

施設の種類 \ 区 分	特定工場等総数	特定施設総数
金 属 加 工 機 械	5 0	4 5 6
圧 縮 機	5 9	4 9 3
破 砕 機 等	8	3 2
織 機	1 6 0	1 0, 7 9 1
木 材 加 工 機 械	1	2
印 刷 機 械	3	1 7
合成樹脂用射出成形機	8	1 1 4
鋳 型 造 型 機	3	1 5
計	2 9 2	1 1, 9 2 0

県民の生活環境の保全等に関する条例

(平成25年3月31日現在の累計)

施設の種類 \ 区 分	振動発生施設 設置工場等総数	振動発生施設総数
金 属 加 工 機 械	4	4 7
圧 縮 機 等	4 8	2 5 2
土 石 用 破 砕 機	1	1
合成樹脂用射出成形機	1	9
ディーゼルエンジン	1 1	2 6
送 風 機 等	4 8	4 1 8
計	1 1 3	7 5 3

④特定建設作業関係各種届出状況

振動規制法

(平成24年度)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
くい打機等を使用する作業	1 2
舗装版破砕機を使用する作業	7
ブレーカーを使用する作業	7 1
計	9 0

5 悪 臭

(1) 悪臭の現況

悪臭は、人に不快感を与える感覚公害の一つです。慣れたにおいでも悪臭とを感じる場合があったり、良いにおいでも濃度や持続時間によっては不快に感じる場合があります。

平成24年度における悪臭苦情は11件ありましたが、苦情の発生源が対策を講じてもすべての臭いを除去することが難しいことや、悪臭を感じる人間の嗅覚は、個人差があることから悪臭苦情の解決をより困難なものにしています。

本町では、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出により、悪臭状況を把握するとともに、各事業所等に対し、悪臭原因物の発生を抑えるよう指導しています。

(2) 規制基準

①臭気指数の規制基準値

敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第4条第2項第1号）

規制地域の区分	第1種地域 (主に市街化区域)	第2種地域 (中間の区域)	第3種地域 (主に調整区域)
臭気指数	12	15	18

②臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となる臭いのついた空気や水を臭いが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数＝「臭気濃度」から次式により算定します。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$

<計算例>

問題となる臭いを100倍まで希釈して臭いを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$10 \times \log_{10}(100) = 20$$

臭気指数は、20

※参 考

臭気指数10 = ほとんどの人が気にならない臭気の状態

臭気指数12～15 = 気をつければ分かる臭い(希釈倍率16～32倍)

臭気指数18～21 = らくに感知できる臭い(希釈倍率63～126倍)

③悪臭関係工場等の届出状況

(平成24年度)

業 種	届出件数
畜 産 農 業	
イ 豚房施設 (豚房の総面積が50㎡以上のもの)	4
ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200㎡以上のもの)	1 9
ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの	4
飼料又は有機質肥料の製造業 (乾燥施設を有するもの)	1
鋳物製造業 (シェルモールド法によるもの)	1
し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く)	1
ご み 処 理 場	3
計	3 3

6 土壌汚染

(1) 土壌汚染の状況

土壌は、汚染物質が残留しやすく一旦汚染されると除去しない限り、その影響が持続すると言われています。特にカドミウム・砒素・銅等による農用地の土壌汚染は、農作物の生育障害や人の健康を損なう恐れがあります。

(2) 土壌の汚染に係る環境基準 (平3環告46)

項 目	溶出基準 (mg/l)	農用地基準 (mg/kg)
カ ド ミ ウ ム	0.01以下	0.4以下(米1kg)
全 シ ア ン	検出されないこと	
有 機 り ん	検出されないこと	
鉛	0.01以下	
六 価 ク ロ ム	0.05以下	
砒 素	0.01以下	15未満(土壌1kg:田に限る)
総 水 銀	0.0005以下	
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
銅	—	125未満(土壌1kg:田に限る)
ジクロロメタン	0.02以下	
四 塩 化 炭 素	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	
トリクロロエチレン	0.03以下	
テトラクロロエチレン	0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	
チ ウ ラ ム	0.006以下	
シ マ ジ ン	0.003以下	
チオベンカルブ	0.02以下	
ベ ン ゼ ン	0.01以下	
セ レ ン	0.01以下	
ふ っ 素	0.8以下	
ほ う 素	1以下	

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

7 地盤沈下

(1) 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因となって引き起こされます。

地下水位の低下と地盤の沈下は密接な関係にあるため、地盤沈下の予測手段として地下水位の変動状況の把握が重要となっており、愛知県からの委託を受けて東部知多浄化センターで毎月1回の水位観測を実施しています。その結果によれば、降水量、揚水量等の影響による変動はみられるものの、ほぼ安定しています。

また、愛知県が水準点測量を実施しており、その水準点の変動状況からは、経年的な地盤沈下の傾向は見られません。

(2) 地下水位観測結果

(単位：m)

測定場所	区分	月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	変動幅
東部知多浄化センター (森岡字三洲道四二)	L	23	14.03	13.41	13.43	13.60	13.55	13.48	13.65	13.60	13.18	13.05	13.34	13.46	13.48	0.98
		24	13.36	13.15	13.13	13.27	13.35	13.80	13.77	13.52	13.60	13.30	13.16	13.34	13.40	0.67
	H 固定点標高 T.p.m5.41	23	-8.62	-8.00	-8.02	-8.19	-8.14	-8.07	-8.24	-8.19	-7.77	-7.64	-7.93	-8.05	-8.07	0.98
		24	-7.95	-7.74	-7.72	-7.86	-7.94	-8.39	-8.36	-8.11	-8.19	-7.89	-7.75	-7.93	-7.99	0.67

(注) L：固定点から地下水面までの距離

H：地下水位（基準面からの高さ）・・・固定点標高により（T. p. m）に換算

(3) 水準点測量調査結果

(単位：m)

番 号	区分	住 所	平成17年度	平成20年度	平成24年度
11138	国	森岡字取手124-1	2.7918	2.7810	2.7810
A-169	愛	緒川字屋敷二区58-1	2.3952	2.3953	2.3965
A-409	愛	緒川字平成81	4.4508	4.4515	4.4546
A-170	愛	石浜字芦間44-1	2.9881	2.9879	2.9913
11140	国	生路字浜田1-2	1.1906	1.1734	1.1734
11141	国	藤江字山敷101-2地先	5.8254	5.8125	5.8125

(注) 区分：国＝国土地理院、愛＝愛知県

基準点の見直しは、4年度ごとに変更

8 公害防止協定

公害防止協定締結の現況

企業の生産活動によって発生する公害を未然に防止する必要から、昭和48年から町内企業と「公害防止協定」を締結し、48社と締結しています。

公害防止協定は、地域住民の安全で快適な生活環境の保全を図るため、企業から排出されるばい煙や排水、騒音などを規制し、必要に応じて企業への立入調査を実施することを申し合わせたものです。

公害防止協定締結企業

(平成25年3月31日現在)

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
1	(株)NIPPO	森岡字藤後27-2	アスファルト混合物製造販売	昭48. 12. 6	
2	カリモク家具(株)	緒川字申新田二区40-3	木製家具製造業	昭49. 4. 1	平22. 4. 1 刈谷木材工業(株)とカリモク家具販売(株)が合併し社名変更
3	(株)岡島パイプ製作所	緒川字葭狭間1-5	鋼管製造販売	昭49. 5. 18	
4	(有)成田鍍金工業所	石浜字なかね4-3	電気亜鉛メッキ業	昭50. 4. 22	
5	積水フィルム(株) 名古屋工場	緒川字市右原2-2	プラスチック製品の製造販売	昭52. 11. 5	
6	東浦カリモク(株)	藤江字南栄町1-14	木製家具製造業	昭55. 2. 15	
7	名古屋パイプ(株)	藤江字午新田1-2	鋼管製造販売	昭55. 10. 29	
8	(株)LIXIL常滑東工場	藤江字亥子新田1-11	陶磁器・関連物製造	昭55. 10. 29	平23. 4. 1 INAXから社名変更
9	(有)片山ラチス製作所	藤江字亥子新田1-6	紡織機用機械器具・テント等製造販売	昭55. 10. 29	
10	(株)大和電化工業所	藤江字午新田1-4	金属表面処理	昭55. 10. 29	
11	大成工機(株)	藤江字午新田1-3	金属工作機械・治具工具製造販売	昭55. 10. 29	
12	(有)平林工業	藤江字前新田3-18	自動車部品のプレス	昭55. 12. 25	
13	ダイト研磨工業(有)	藤江字前新田3-20	鋳造品の仕上	昭55. 12. 25	

	締結企業名	所 在 地	業 種	締結年月日	備 考
14	長坂産業(株)	藤江字前新田3-19	自動車部品加工	昭55. 12. 25	
15	(株)愛商	藤江字前新田3-15	自動車部品製造	昭55. 12. 25	
16	愛知カリモク(株)	藤江字皆栄町108	木製家具製造業	昭56. 7. 13	
17	インセント(株)	森岡字上源吾36-71 他	廃棄物処理業	平22. 3. 29	平21. 3. 31 久野不動産廃 業により施設 を承継
18	日研化学(株)	藤江字南栄町1-76	合成樹脂成型加工	昭61. 8. 18	
19	オオブユニティ(株)	森岡字外新切27-1	廃棄物処理業	昭62. 9. 8	
20	(資)指栄木工所	藤江字亥子新田1-15	建具製造業	昭62. 12. 3	
21	マルシン工業(株)	藤江字午新田1-39	自動車部品加工	昭62. 12. 3	
22	(有)小田工業	藤江字午新田1-12	金属加工業	昭62. 12. 3	
23	碓井鉄工所	藤江字午新田1-35	自動車部品加工	昭63. 6. 29	
24	東部知多衛生組合	森岡字葭野41	一般廃棄物処理	昭63. 12. 15	
25	長谷川鉄工所	藤江字午新田1-36	金属加工業	平 3. 1. 16	
26	愛知製鋼(株)	藤江字南栄町3-12	電子部品製造	平 5. 3. 26	
27	大基建設(株)	石浜字飛山池上51-1	廃棄物処理業	平 9. 2. 3	
28	トーエィ(株)リサイクルセンター	藤江字亥子新田74	廃棄物処理業	平 9. 3. 28	
29	(株)げんき	緒川字北粕谷鐘11-11	廃棄物処理業	平23. 1. 14	平22. 6. 22 (株)ティーエスクリエイト より施設承継
30	(株)ジャパニーズディスプレイウエスト	緒川字上舟木50	液晶部品製造	平10. 8. 11	平24. 3. 30 リニモバ [®] ディスプレイ プレイ(株)より社 名変更
31	(株)名古屋精密金型	緒川字北鶴根66-5	プラスチック用金 型製造	平12. 1. 28	
32	知多カリモク(株)	藤江字南栄町1-15	木製家具部品製造	平14. 4. 1	

	締結企業名	所 在 地	業 種	締結年月日	備 考
33	(株)澤田工業所	緒川字宮戸77-1	自動車部品製造	平14. 4. 8	
34	(株)豊田自動織機 東浦工場	緒川字下婦夫坂1-1	自動車部品製造	平14. 8. 1	
35	(資)都築精機工業所	緒川字宮戸43	自動車部品加工	平15. 6. 24	
36	東浦三共(株)	森岡字栄北60-19	自動車部品製造	平16. 6. 11	平17. 3. 1 三共鋼業(株)か ら承継
37	武田機工(株) 東浦営業所	森岡字栄北60-15	配管加工業	平17. 2. 24	
38	イズミ工業(株) 石浜工場	石浜字下子新田18-1	自動車部品製造業	平20. 4. 1	平20. 4. 1 (株)豊田自動織 機エンジン事業 部石浜事業所 より設備承継
39	トーエイ(株) ガラス再商品化施設	藤江字南栄町1-38	廃棄物処理業	平17. 5. 19	
40	(株)テクノアサヒ	藤江字午新田1-34	自動車部品加工	平17. 5. 19	
41	(株)ティラド 名古屋製作所	藤江字折戸1-7	ラジエーターの製造	平17. 6. 17	平17. 6. 11 東洋ラジエーター 名古屋製作所 より社名変更
42	(株)片桐工作所	森岡字栄北60-11	金属精密部品製造	平17. 7. 1	
43	(株)豊田自動織機 森岡事業所	森岡字栄北60-1	自動車部品製造	平17. 11. 4	
44	(株)アイキテック	森岡字栄東1-1	自動車部品製造	平18. 7. 3	
45	(株)重機鋼産	緒川字両筋道11-70	廃棄物処理業	平21. 4. 1	
46	(株)トリプルエナジー	緒川字上広狭間30 - 17	廃棄物処理業	平22. 1. 28	
47	高木建設(株)	緒川字地獄谷9 - 3	廃棄物処理業・建設 業	平22. 3. 29	
48	(株)JA東海グリーン	緒川字葭池44-3	廃棄物処理業	平24. 1. 4	

9 地球温暖化対策事業

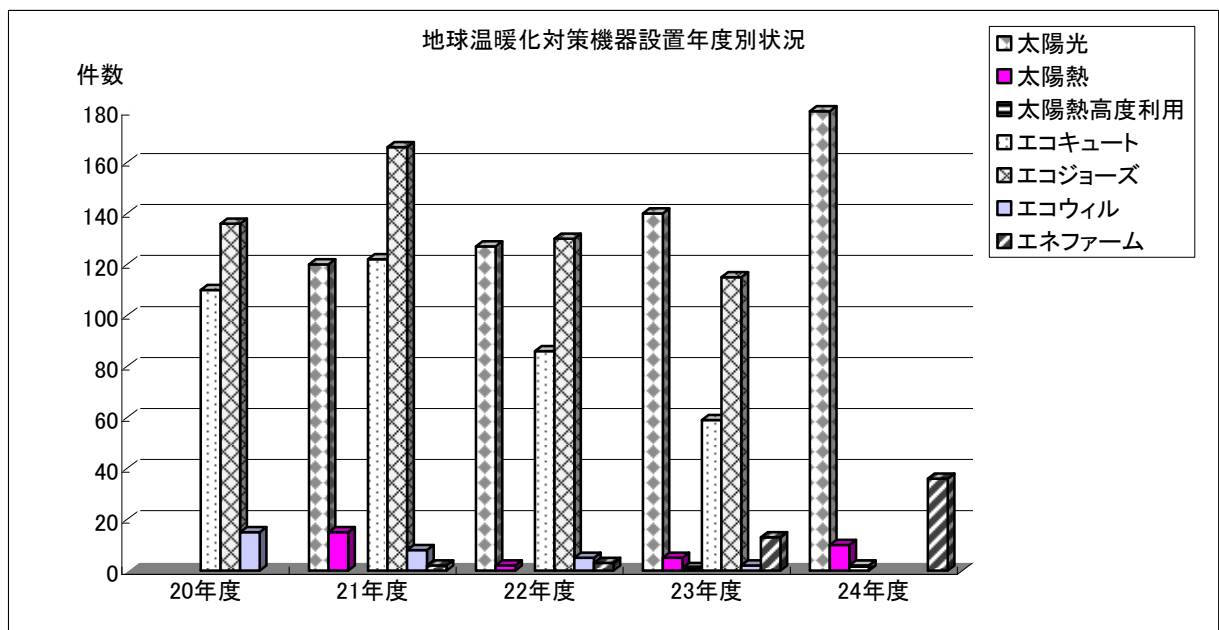
住宅用地球温暖化対策機器設置費推進事業

平成 19 年 4 月 1 日から、地球温暖化防止対策の一環として、CO₂ 削減や省エネ、経済的で環境にやさしい高効率エネルギーシステム（高効率給湯器）の設置補助金を交付していましたが、平成 24 年 4 月から家庭燃料電池システム（エネファーム）のみに変更しました。また、平成 21 年 4 月 1 日からは、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、太陽熱高度利用システムを設置する方に補助金を交付しています。

年度別補助の状況

(単位:件)

種 別		年 度	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
太陽光発電システム			—	1 2 0	1 2 7	1 4 0	1 8 0
太陽熱利用システム			—	1 5	2	5	1 0
太陽熱高度利用システム			—	0	0	1	2
家庭用燃料電池システム (エネファーム)			—	2	3	1 3	3 6
高効率エネルギーシステム	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ 給湯器 (エコキュート)		1 1 0	1 2 2	8 6	5 9	—
	潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ)		1 3 6	1 6 6	1 3 0	1 1 5	—
	ガスエンジン給湯器 (エコウィル)		1 5	8	5	2	—



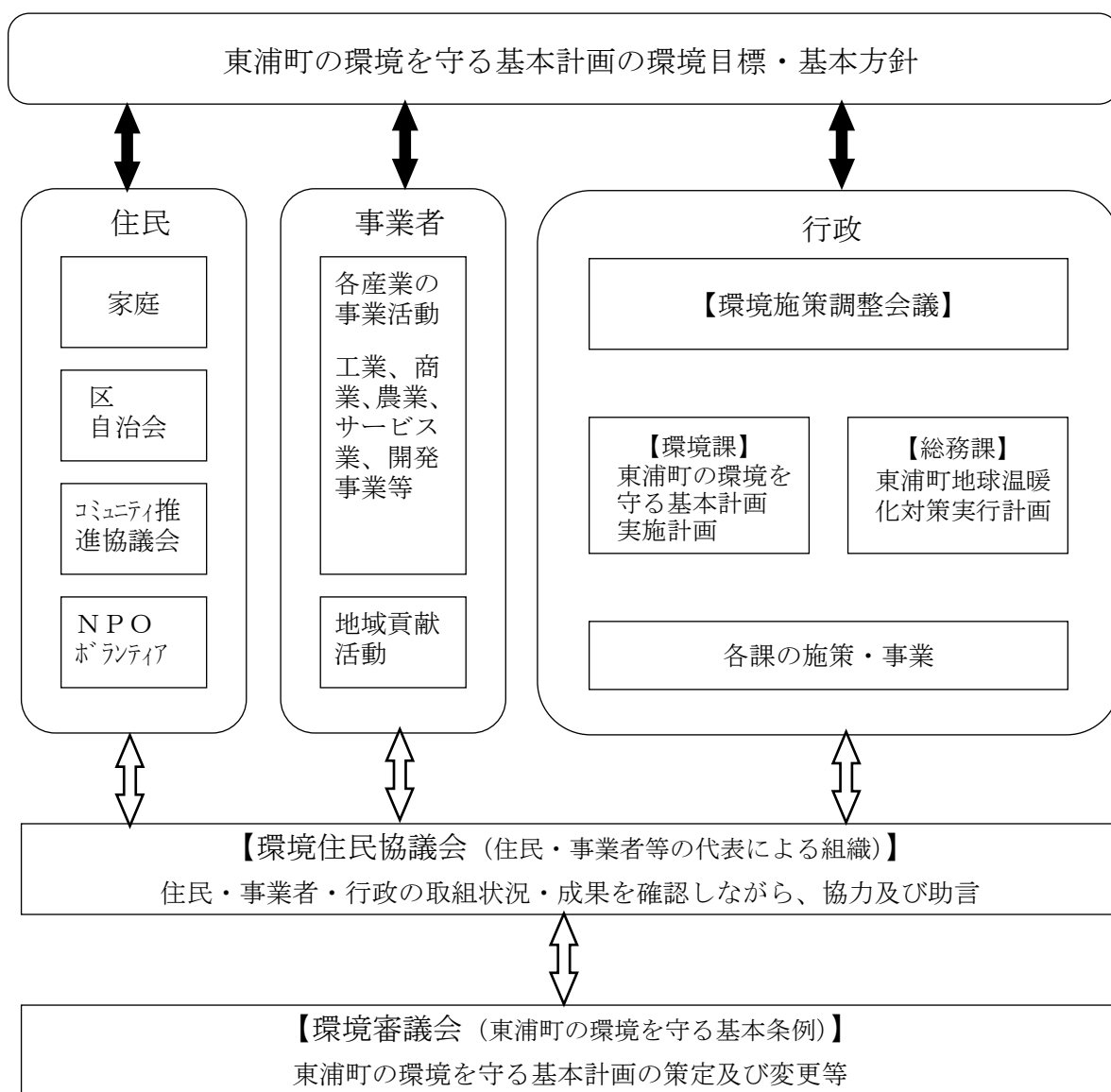
10 環境基本計画の推進

平成9年に制定した東浦町の環境を守る基本条例に基づき、「東浦の環境を守る基本計画」を平成12年3月に策定し、総合的に環境保全施策を推進するため各種の事業を展開してきました。

平成23年4月には、本町の住民意識や産業の変化、都市成長、社会経済動向も変化しつつあることを踏まえて改定し、今後10年間における本町の環境行政、住民、事業者のみなさんとの協働による取組の方向性を決めました。

計画に掲げる施策を着実に実効性のあるものとして推進するため、施策の進捗状況を定期的に確認、評価及び改善をし、今後の施策展開を検討します。

■本計画の推進・進行管理の体系



環境基本計画実施計画（抜粋）

1 自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり

1-1 多様な自然を守り育てる

★第5次総合計画の重点関連施策

1-1-1 今ある自然を大切にする

施策名	平成24年度実績
保存樹木・保存樹林の指定	保存樹139本 樹林地29,200㎡の保全
★ 里山の保全	6団体が保全活動実施 参加人数延528名
河川・ため池の保全	大池始め24箇所の草刈22,800㎡実施 8月～11月岡田川、明徳寺川、豆搦川、須賀川 草刈1回実施

1-1-2 動植物を大切にする

ため池周辺の保全	水辺の自然観察会2回実施 参加者延べ95名 広報紙で開催PR・ホームページ結果公表
生物生息状況の調査	東浦の自然に親しむ観察会5回実施 参加者延べ124名 広報紙で開催PR・ホームページ結果公表
外来種対策の推進	町内外来種の種名ごとの被害内容の洗い出し 7月被害内容等を県に駆除活動の方策検討として依頼

1-1-3 農地を保全する

★ 農地の効率的利用の推進	56haの利用権等を設定
農産物直売所の活用	2つの直販団体が実施
地産地消の促進	町民農園90区画貸出し、体験農園13組の参加 H25.1.26 調理実習開催(緒川コミュニティセンター)参加者:体験農園者11名 学校給食(5,095食)で7月にトマト2回(40kg)を使用、1月と2月に大根13回(1,412kg)を使用 保育園給食8月・9月に巨峰(1,400食)を使用
★ 就農者の確保及び農業従事者の育成	近代化、L資金の相談4件

1-1-4 緑化を推進する(「3-2 地球温暖化対策を推進する」の関連施策)

公園・緑地の整備・維持管理	敷地造成工事1.7ha 雨水排水設備工他 指導要綱に該当する宅地造成事業の申請受付
★ 公共施設への緑化の推進	樹木の剪定、管理(文化センター)10/29・10/31 (コミュニティセンター5地区) 森岡(10/24)、緒川(11/6)、卯ノ里(10/16)、石浜(11/14)、生路(1/15・16) 藤江公民館(12/4) 実施 勤労福祉会館 3月樹木の剪定、通年管理 各小中学校 樹木の剪定、花壇の管理(随時)
★ 民有地への緑化の促進	空き地緑化補助 1件
★ 緑のカーテンの普及	緑のカーテン講習会開催(5月16日参加人数20名) 6月～10月緑のカーテンの実施 広報紙6/1号 緑のカーテン挑戦の掲載 ホームページで効果等をPR
地域における花や緑の増加の促進	花の苗250本配布

1-2 自然とふれあう空間をつくる

1-2-1 土や緑とふれあう場を創造する

★ 自然環境学習の森の保全	6団体が保全活動実施
緑地の整備	公衆トイレ、園路工整備設計・協議実施
自然散策路の設定	明徳寺川山の手大橋から自然環境学習の森までの植栽工事実施約670m
町民農園の整備・管理	4町民農園92区画のうち90区画貸出
住民の農業体験機会の創出	13組33人が体験農園に参加 5月26日～1月26日 8回

施 策 名	平 成 24 年 度 実 績
★ 住民による自然観察・体験の推進	東浦の自然に親しむ観察会5回実施 各小学校児童にチラシ配布 各コミュニティセンター等公共施設にチラシの掲出 開催案内及び結果をホームページで掲載 参加者延べ124名

1-2-2 水辺と親しむ場を創造する

ため池の親水性の向上	県からの補助金がなくなったため散策路設置中止
河川を守る活動の促進	岡田川流域の水質浄化等河川保護の推進について関係地区との協議を実施
河川改修における親水性の向上	須賀川の改修にあたって、多自然型護岸工法を採用
河川やため池周辺の修景	大池始め23箇所22,800㎡の草刈を実施 明德寺川堤防於大のみちの草刈、樹木の剪定 4、6、8、9、10、11、1月 7回

1-3 歴史・文化と調和したまちをめざす

1-3-1 地域の個性を活かした環境を形成する

本町の代表的風景の選定・広報	広報紙に“さんぼみち”を掲載し各地区のスポットを紹介(7回) 季節にふさわしい景色をホームページでPR
公共施設整備における景観配慮の推進	H25から景観計画を進めるにあたり住民主体のワークショップにより行うことの方針を決定
住民による住環境保全活動の促進	ごみ袋の提供 ごみゼロ運動 23,900枚 ボランティアグループ6団体 1,850枚

1-3-2 歴史・文化資源を保全・活用する

文化財及び伝統行事の保存	補助金を交付(5団体)
ボランティア等による文化財の紹介・活用	ガイドボランティア養成講座を実施 6/12～7/10 5回コース 参加者 30名
うのはな館(郷土資料館)の管理・運営	春・秋の企画展を開催、講座を開催 4/21～5/27「むかしのお医者さんとお薬 東浦医事風土記」 11/3～12/2「日本洋画と近代陶芸の名品」

1-3-3 地域の美化を推進する

ごみのポイ捨て防止の啓発	広報紙1回掲載 ホームページでPR 不法投棄禁止看板12枚貸出
ごみゼロ運動や地域の清掃活動の促進	ごみゼロ運動等美化活動を支援 5月27日実施 収集ごみの処分5回(14車分)
ごみのポイ捨てがしにくい空間への改善	実施のための会議開催及び連絡調整(6、11、12月に花植え、随時草刈りを実施) 常時、環境パトロールによる監視 生路・藤江のがんばる勉強会に参加し支援
空き地等の管理に対する指導の推進	広報紙2回・ホームページでPR 環境パトロールによる監視 管理されない空き地・空き家所有者に適正な管理を依頼 空き地=53件(文書29件・面談24件) 対応済み44件 空き家=17件(文書14件・面談3件) 対応済み9件

2 いのちと健康を大切にする安全のまちづくり

2-1 公害のないまちをめざす

2-1-1 大気汚染を防止する

公害防止協定の締結促進	新規事業者なし
ダイオキシン類発生防止の推進	ばい煙調査(14事業所)
大気状況の調査	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の測定(生路コミュニティセンター) ダイオキシン類の測定(年4回) 環境基準達成率100%
野焼き等による廃棄物焼却の抑制	ホームページに影響等の掲載 環境パトロールによる監視 現地での行為者に対する指導
低公害車への転換の促進	ホームページでPR 環境配慮指針(事業所編)の改定
愛知県環境対策資金の利用促進	ホームページでPR

2-1-2 水質汚濁を防止する

施策名	平成24年度実績
公害防止協定の締結促進	新規事業者なし
水質状況の調査	河川15箇所・ため池16箇所（年2回）・排水路5箇所の水質調査（年1回）
★ 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及促進	汚水管整備 9.5ha（整備率80.5%） 設置費の一部を補助及び広報紙・ホームページ等でPR（補助件数 0件）
家庭からの生活排水の汚濁防止	7/31三河湾生活排水クリーンキャンペーン（イオンモール東浦） 600セット配布とアンケートの実施 アンケート結果をホームページに掲載
愛知県環境対策資金の利用促進	ホームページでPR

2-1-3 騒音・振動を防止する

公害防止協定の締結促進	新規事業者なし
特定施設・特定建設作業の届出及び指導の推進	特定施設届出 43件受理 特定建設作業実施届出 214件受理
騒音状況の調査	自動車騒音測定12月10日～17日実施 （緒川字東栄町地内） 環境基準達成率100%
生活騒音の防止啓発の推進	騒音・振動の現況をホームページに掲載（H24版 東浦町の環境）
愛知県環境対策資金の利用促進	ホームページでPR

2-1-4 悪臭を防止する

公害防止協定の締結促進	新規事業者なし
悪臭を排出する事業所の届出・指導の推進	悪臭関係工場等届出書受理件数 33件 薬剤の補助及び薬剤配布（18戸農家88袋）
住民や事業者への悪臭に関する啓発・PR	ホームページへの掲載（東浦町の環境） 悪臭発生原因の調査10回
愛知県環境対策資金の利用促進	ホームページでPR

2-1-5 その他の公害を防止する

土壌汚染・地盤沈下に関する監視・指導	月1回地下水変動状況の調査（東部知多浄化センター）
土壌・地下水変動状況の調査	

3 ものとエネルギーを大切に作る循環のまちづくり

3-1 廃棄物の減量と資源化に努める

3-1-1 ごみの発生を抑制する

ごみの減量・分別の啓発	「ごみの分け方・出し方ポスター」を印刷 （ごみ分別解説書からごみの分け方・出し方ポスターへ変更） 指導看板の設置、転入者へのごみの分別・減量を窓口指導
マイバック持参や包装容器簡素化の推進	ホームページでPR
生ごみのたい肥化促進	処理機、容器購入者へ購入費の一部補助（8件）、せん定枝粉碎機の導入及び貸し出し、段ボールコンポスト検討、アスホ 無料配布（42,310袋）
せん定枝のチップ化促進	せん定枝の資源化 25m ³

3-1-2 リサイクル・リユースの仕組みを構築する

資源ごみ回収の促進	ホームページ等への掲載、窓口での転入者への指導 藤江小学校、生路小学校での出前講座の実施 「ごみの分け方・出し方ポスター」の作成・全戸配布
新たに資源化できる品目の検討	5・9月の自転車等回収時に小型家電製品を回収し、資源として売却 8,325kgを回収
フリーマーケット等に対する支援	各市町で開催される情報を収集
不用品交換の仕組みの検討	5・9月10地区で開催 当日及び産業まつりで無償譲渡 回収（譲渡可能台数）自転車34台・三輪車7台・ベビーカー17台 譲渡 自転車 26台・三輪車 6台・ベビーカー13台

施 策 名	平 成 24 年 度 実 績
本のリユースの推進	6月雑誌 1,849冊提供 1,687冊譲渡 11月 2,355冊提供 2,287冊譲渡 3月 1,659冊提供、1,630冊譲渡
容器等再利用の推進	環境配慮指針（事業所編）改定 イベント時に使用する紙コップ、紙皿、割り箸を、再利用可能な製品の使用の啓発を関係課に提案(7月)
雨水再利用の促進	広報紙・地域回覧・ホームページでPR 雨水貯留施設設置 21件 環境配慮指針（事業者編）に掲載

3-1-3 事業系廃棄物の適正処理を促進する

産業廃棄物処理施設に対する監視の推進	県と合同立入調査 9社 産廃施設への立入調査 11施設26回
環境監視パトロールの強化	週5日環境パトロールによる監視 不法投棄箇所数839箇所

3-2 地球温暖化対策を推進する

3-2-1 省エネルギーを進める

省エネルギー機器の導入促進	広報紙・ホームページで省エネ型機器のPR 環境配慮指針（事業者編）に掲載
★ 高効率エネルギーシステムの設置促進	家庭用燃料電池システム設置費補助 36件 広報紙・ホームページでPR
環境に配慮した建築物の促進	ホームページでPR （エコ住宅の新築(階数が11以上の共同住宅等)のみH25.12.31日まで受付)
低公害車の導入促進	広報紙又はホームページでPR 環境配慮指針（事業者編）に掲載
エコドライブの促進	半田市と合同で講習会実施 知多自動車学校 9月16日 受講者9人
★ 公共交通機関の利用促進	バスの運行（利用者数253,368人） 路線・ダイヤの見直し（平成24年10月改定） バスの乗り方教室を開催（緒川保育園児約60名参加） 広報紙・ホームページでPR パークアンドライド月平均利用台数3.8台（イオン駐車場） 広報紙及びホームページでPR
徒歩や自転車の促進	5・9月10地区で開催 当日及び産業まつりで無償譲渡 年1回 譲渡台数：自転車26台 公用自転車4台 自転車の回収を2回実施し、237台を再資源化（再利用は再利用できる自転車がなく未実施） 森岡藤江線始め5路線の整備(1,580m)
環境にやさしい生活の促進	住民が行っているエコな取組、新鮮でユニークなエコライフアイデアの募集（6/1・12/1号広報紙募集） 広報紙でエコシリーズを掲載(5回)
計画的な地球温暖化対策の推進	H22年の町内排出量(家庭部門)の算定1.12t-CO2

3-2-2 自然エネルギーの導入を推進する

★ 住宅用地球温暖化対策機器の設置促進	設置費の一部を補助 広報紙・ホームページでPR 補助金案内パンプの作成 補助件数：太陽光発電 180件、太陽熱 10件、太陽熱高度 2件
公共施設における自然エネルギーの活用	実施設計の変更設計を実施
愛知県環境対策資金の利用促進	ホームページでPR
風力・小水力・バイオマス等の利用の検討	知多地区でバイオマス利活用の理解を深める勉強会 7/6・12/14

3-2-3 オゾン層の保護対策に貢献する

フロン物の適正処理に関する啓発・情報提供	環境配慮指針（事業者編）のフロンガス対策項目を改定 ホームページにPR
----------------------	--

4 住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

4-1 環境学習の充実を図る

4-1-1 環境に関する学習機会を増やす

施策名	平成24年度実績
★ 環境関連講座の充実	出前講座内容の変更・メニューの追加（3講座） 出前講座実施 生路小学校4年生（6/12 88名）、藤江小学校4年生（6/14 64名）
★ 環境学習の充実	核融合科学研究所の視察 12月12日実施 38名参加 明徳寺川の自然を守る会の学習支援 11月2日実施 21名参加
★ 住民による自然観察機会の拡大	東浦の自然に親しむ観察会5回実施 広報紙・児童へ配布により開催PR 実施結果をホームページで公表 自然観察活動団体への協力 自然スポットをホームページでPR 県と協力して身近な生き物探検隊（明徳寺川）9月22日実施 参加者65名
★ 自然環境学習の森の活用	里山作り講座4回開催 受講者延79名

4-1-2 学校における環境教育を推進する

学校における環境教育の充実	全校で緑のカーテンの実施
★ 学校の環境教育に対する専門家の派遣	小学生向けストップ温暖化教室への講師派遣 緒川小6月（4年2学級61名）・石浜西小7月・9月（5年36名・4年29名・3年26名）
学校と地域の協働による環境活動の推進	東中クリーン隊（年間11回） 北中トライアングルクリーン隊（10月に1回）が清掃実施

4-1-3 環境に関する情報を共有化する

環境に関する多様な情報の発信	パンフレット・常設、課窓口でチラシ等閲覧配布 各公共施設へ閲覧配布の依頼 「ゴミの出し方・分け方」、「生ゴミ処理機の補助、緑化補助」、「緑のカーテン」、「自然環境学習の森」等本町の環境に関する情報を広報紙及びホームページでPR 資料の収集 10月環境絵本の展示
環境データの整備・充実	データ集「東浦町の環境」を発行・ホームページ掲載 8月 環境に関するアイデアを住民から募集（6/1・12/1号広報紙募集）

4-2 住民・事業者の取組を促す

4-2-1 住民や事業者主体の取組を支援する

アダプトプログラムの推進	全登録24件
住民主体の環境保全活動に対する支援	北中校区トライアングル・クリーン作戦の支援 10月6日実施 美化活動を支援 5月～3月花壇整備等を支援 水質簡易キットの提供（95セット）と透視度計の貸出（緒川・石浜地区）と調査方法の指導
事業者による環境配慮活動の促進	環境配慮指針（事業者編）を改定し、ホームページ更新

4-2-2 地域の環境リーダーを育てる

環境リーダーの養成	「あいちエコカレッジ」中止
こどもエコクラブの推進	各児童館でのこどもエコクラブの取組推進 クラブの登録 7団体405人

4-3 町が環境保全行動をけん引する

4-3-1 率先的に環境保全行動を実施する

地球温暖化対策実行計画の推進	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画の実施
公共施設における省エネルギー・自然エネルギーの導入	3階合同委員会室に省エネ空調設備を導入 学校教育課個別空調機1基を省エネ型に更新 防災交通課事務室及び無線操作室に省エネ型空調機2基を設置 南庁舎2階サーバー室に省エネ型空調機を設置 石浜西保育園でLED電球に取り替え 森岡小3階図書室に省エネ空調設備を導入 藤江小・森岡小の老朽照明器具を省エネ型に一部取替え（藤江小72台・森岡小50台）
低公害車の導入推進	ハイブリッド車1台購入

Ⅲ 廃棄物

1 ごみ

(1) 東浦町のごみ分別収集等ごみ減量化の変遷

ごみ(廃棄物)とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができず不要になったもので、家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と事業活動に伴って生じる産業廃棄物があります。一般廃棄物は市町村が処理し、産業廃棄物は事業者の責任で処理することとなっています。東浦町は、ごみ処理による環境への影響や最終処分場に限りがあること、さらには資源の枯渇などの諸問題を解決すべく、昭和 54 年からごみの分別・減量化を積極的に進めてきました。

年 月	取 組 内 容
昭和 54 年 6 月	資源ごみ分別収集（缶、びん、紙類）月 1 回：8 月から全町実施
昭和 56 年 4 月	町指定ごみ袋販売委託開始
平成 3 年 4 月	資源ごみ分別収集（缶、びん、紙類）月 2 回
平成 5 年 10 月	アスパ無料配布開始（19 年度 12 箇所配布）
平成 8 年 10 月	町指定ごみ袋本格導入
平成 8 年 12 月	分別収集品目追加（プラ類のペット）：地区月 4 回（金属・びん・プラ類と紙布類を交互）回収
平成 9 年 4 月	東浦町の環境を守る基本条例の制定
平成 9 年 10 月	東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の制定
平成 12 年 3 月	環境基本計画の策定。町指定ごみ袋作製（大・中・小）
平成 12 年 5 月	生ごみ処理機器購入費助成金交付開始（処理機：購入費の 1/2 上限 15,000 円、処理容器：購入費の 1/2 上限 3,000 円）※平成 23 年度から補助金額を変更しました。
平成 12 年 12 月	びん色指定（無色・茶色・その他色）、白色トレイ及びプラスチック製容器包装回収
平成 13 年 4 月	家電リサイクル法により 4 品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコン）を明示
平成 13 年 6 月	粗大ごみの有料（戸別）収集開始
平成 15 年 10 月	家庭系パソコンのメーカーによるリサイクル収集開始
平成 16 年 10 月	二輪車（オートバイ、原付自転車）のメーカーによるリサイクル収集開始
平成 17 年 4 月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正：資源ごみの所有権を町に帰属
平成 21 年 4 月	家電リサイクル法により液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機の追加
平成 21 年 4 月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正：粗大ごみの品目を大きさに変更（縦・横又は高さのいずれか一辺が 60cm 以上 2m 未満）
平成 21 年 4 月	ごみの減量、石油資源の節約、CO ₂ 削減のため、レジ袋有料化開始

年 月	取 組 内 容
平成21年 5月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（6地区）
平成21年 9月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（4地区）
平成21年10月	埋め立てごみの減量化のため、陶磁器の拠点回収開始（13箇所）
平成22年 6月	役場敷地内で資源ごみ(びんを除く)常設ステーションを開設
平成23年 1月	カセットボンベ・スプレー缶・ライターの3種類を危険物として別回収開始
平成24年 5月	自転車・ベビーカー・三輪車回収に小型家電製品を回収品目として追加
平成25年 4月	衣類・ボロきれで2種類に分別していたものを、布類で統一 生きびんに緑色の一升びんを追加

(2) ごみの分け方・出し方

東浦町では、家庭から出るごみを、資源ごみ、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみに大別し、収集及び回収をしています。

資源ごみは、限りある資源の有効利用、最終処分場の延命化、環境保全等のため、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）などの方法で利用可能となるものを回収しています。

① 資源ごみ

品 目	種 類	例 示	出 し 方	留意事項
紙 類	新聞紙	新聞紙	・紐で十字に縛る。 ・広告を混ぜない。	・油の染みた紙、内側が銀色の紙パック、ファックス紙、感熱紙などは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。
	雑誌・広告	週刊誌、月刊誌、教科書、ノート、事務用紙、広告	・紐で十字に縛る。	
	段ボール	みかんの空箱などの段のついた紙	・平たく伸ばして紐で縛る。	
	ボール紙	石鹸箱、厚紙、ティッシュペーパーの箱など	・平たく伸ばして紐で縛る。	
	紙パック	牛乳パック、内側がアルミコーティングされてない紙パックなど	・すすいで、開いて紐で縛る。	
布 類	布 類	ズボン、スカート、夏用衣類、ハンカチ、タオル、タオルケット、はぎれなど	・中が見える袋に入れる。	・じゅうたん、レースのカーテンは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。 ・水ぬれ厳禁。
金属類	アルミ	飲料用のアルミ缶、テフロン加工のフライパンなど	・すすいでから出す。 ・スプレー缶は穴をあけて完全にガスを抜く。	・電化製品、自転車は再生できない。
	スチール	飲料用・食料品のスチール缶、スプレーのスチール缶など		
びん類	生きびん	緑色・茶色の一升びん、ビールびん	・キャップを取り、すすいでから出す。	・ガラス、ガラス、耐熱ガラスは再生できないので、「もえないごみ」へ出す。
	雑びん	生きびん以外のびん		
陶磁器	陶磁器	茶碗、湯飲み、カップ、植木鉢、花瓶、陶器製びんなど	・公共施設等に設置されている専用回収ボックスに出す。	・衛生陶器（便器）タイル、瓦は再生できない。
プラスチック類	ペットボトル	酒類・しょうゆ・飲料用で識別マーク 1 のついたペットボトル	・キャップ・ラベルを取り、すすいで、つぶしてから出す。	・塩化ビニールのボトルは再生できない。
	白色トレイ	発泡スチロール製食品用白色トレイ	・ラップやラベルははがす。 ・洗って、乾かしてから出す。 ・公共施設等に設置されている回収ボックスに出す。	・色、柄物は「プラスチック製容器包装」へ出す。
	プラスチック製容器包装	シャンプーボトル、卵パック、カップめん容器、色柄トレイ、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロールなど	・汚れをとり、町の指定袋か中に見えるレジ袋等に入れて出す。 ・金属はとる。	・汚れているもの、容器包装以外は「もえるごみ」へ出す。
廃 乾 電 池	乾電池	使用済みの乾電池（ボタン電池含む）	・公共施設などに設置されている黄色の回収ボックスへ、そのまま入れる。 ・紙類は入れない。	—

② もえるごみ

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
生ごみ	魚のアラ、果実の皮、貝殻、野菜くずなど	- 指定袋に入れて出す - 紙おむつは汚物を取り除く。 - 生ごみは水をきる。 - 食用油は薬品で固めるか、紙・布にしみこませる。 - 枝は長さ 1 メートル以内にし、直径 30cm 以内に縛る。	- 指定袋以外で出さない。 - 前日に出さない。 - 袋の口はしっかりと縛る。
木くず	木片、枝、草など		
紙くず	ちり紙、紙おむつ、紙コップなど		
プラスチック	プラスチック製容器包装でないもの CD、ビデオテープ、MD 歯ブラシ、ボールペン ポリバケツ、プラスチックのおもちゃ 汚れがひどいプラスチック製容器包装		
その他	灰、かばん、靴、保冷剤、乾燥剤など		
ふとん	ふとん、じゅうたん、毛布	たたんで、60cm 四方で十字に縛る。	

③ もえないごみ

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
ガラス	グラス、蛍光灯、電球など	- 透明の袋に入れるか、そのまま指定のコンテナに入れる。 60cm 未満のもの。	- 出せる場所は資源ごみステーション。 - 石油ストーブ等は灯油を抜く。 - 刃物は刃の部分テープなどで保護する。 - 乾電池を使用しているものは、乾電池を抜く。
金属類	傘、包丁、鍋焼きうどんのアルミなど		
小型家電製品 (60cm 未満で、家電 4 品目とパソコン以外のもの)	ビデオデッキ、CD ラジカセ、扇風機 ファンヒーター、ストーブなど		
その他	多量の乾燥剤、使い捨てカイロ、ライターなど		

④ 粗大ごみ

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
一辺の長さが 60cm 以上、2m 未満のもの	家具類 照明器具 ガス製品 遊具・楽器 敷物 建具など	※有料で出し方は 2 種類 ① 東部知多クリーンセンターへ直接搬入 10kg まで 100 円、10 kg を超えるごとに 100 円 ☎46-8855 ② 戸別有料収集 - 粗大ごみ受付センターへ電話予約 (☎0120 - 530 - 276) 1 個 1,000 円 1 回 5 個まで - 事前に粗大ごみ処理券の購入が必要	- 家電 4 品目とパソコンは収集していません。 - 戸別有料収集は作業員 2 名で収集運搬できるもの。

⑤ 自転車等

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
自転車 三輪車 ベビーカー 小型家電製品 (60cm 未満で、家電 4 品目以外のもの)	自転車、三輪車、ベビーカー、 パソコン、ビデオデッキ、C D ラジカセ、扇風機、ファン ヒーター、ストーブなど	年 1 回、各地区コミュニティセンター、集会所に出す。	収集時間は、午前 9 時から 12 時まで。

⑥ 町で収集しないごみ

品 目	例 示	出 し 方
家電リサイクル品 目	テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 エアコン（室外機含む）	①買い替えの場合、購入店が分かる場合は購入店へリサイクル料金等を支払って依頼。 ②購入店がわからない場合は、郵便局でリサイクル料金を支払い、町許可業者へ処理依頼（運搬料金は別途必要） 【町許可業者】 郵便局でリサイクル料金を支払った後、依頼する。（運搬料金は別途必要） トーエイ(株) ☎83-3880 (株)西山商店 ☎052-692-2393 【リサイクル料金】 ・テレビ（1,785 円～） ・エアコン（2,625 円～） ・冷蔵庫・冷凍庫（3,780 円～） ・洗濯機（2,520 円～） ・衣類乾燥機（2,520 円～） ※大きさと製造メーカーによって料金が異なる。
パソコン	パソコン ・購入時の標準添付品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル）も一緒に回収します。 ・プリンター等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA（携帯情報端末）は対象となりません。	申込・問合せ先 ・一般社団法人パソコン3R推進協会 ・ホームページ http://www.pc3r.jp/ ※年1回、各地区コミュニティセンター、集会所で行う小型家電製品の回収時に出すこともできる。
事業系ごみ	事業所、商店、飲食店、病院、工場などから出たごみ	・事業者自身で処理するか、廃棄物処理業者に依頼する。 ・一般廃棄物（紙くずなどのもえるごみ）は、東部知多クリーンセンターへ搬入が可能。
一時多量ごみ	家庭で、引越し、大掃除、庭木の刈り込みなどで一時的に出た多量ごみ（家財など5点以上ある場合）	・直接、東部知多クリーンセンターへ搬入（有料）するか、廃棄物処理業者へ依頼する。
処理できないごみ	プロパンガスボンベ、消火器、タイヤ、バッテリー、塗料、薬品など	・東部知多クリーンセンターで処理できないため、販売店などに相談する。

(3) ごみの収集日及び回収日

もえるごみは週2回、もえないごみは月2回収集し、資源ごみは種類により月2回ずつ（白色トレイについては週3回）回収しており、各地区の収集日及び回収日は、下記のとおりです。

① ごみの収集日及び回収日

種 別	もえるごみ	もえないごみ	資 源 ご み					廃乾電池	粗大ごみ(有料)
			金属・びん・ペット	紙・布	プラスチック容器包装	白 色トレイ	陶磁器		
地 区	収集日(毎週)	収集日(毎月)	回収日(毎月)	回収日(毎月)	回収日(毎月)	回収日(毎週)	回収日	収集日	収集日(毎月)
森 岡	月・木	1・3 火	1・3 火	2・4 火	1・3 金	月・水・金	2・4水	月末	1・3 水
森岡台	月・木	2・4 火	2・4 火	1・3 火	1・3 金	月・水・金	2・4水	月末	1・3 水
緒 川	月・木	1・3 水	1・3 水	2・4 水	2・4 金	月・水・金	2・4水	月末	1・3 水
新 田	月・木	2・4 金	2・4 金	1・3 金	1・3 水	月・水・金	2・4水	月末	1・3 水
東ヶ丘	月・木	1・3 金	1・3 金	2・4 金	1・3 水	月・水・金	2・4水	月末	1・3 水
石浜東	火・金	2・4 月	2・4 月	1・3 月	2・4 木	月・水・金	2・4水	月末	2・4 水
石浜中	火・金	2・4 水	2・4 水	1・3 水	1・3 木	月・水・金	2・4水	月末	2・4 水
石浜西	火・金	1・3 月	1・3 月	2・4 月	2・4 木	月・水・金	2・4水	月末	2・4 水
生 路	火・金	2・4 木	2・4 木	1・3 木	2・4 水	月・水・金	2・4水	月末	2・4 水
藤 江	火・金	1・3 木	1・3 木	2・4 木	2・4 水	月・水・金	2・4水	月末	2・4 水

② ごみの出せる時間

種 類	時 間
もえるごみ	収集日の朝から午前8時まで
もえないごみ	収集日前日のコンテナが出たときから収集日の午前8時まで
資源ごみ	・金属・びん・ペットボトルは、回収コンテナが出たときから回収日の午前8時まで ・紙類・布類は、回収日前日の午後5時から回収日の午前8時まで ・トレイは、毎日（常時回収ボックスは設置してあるが、夜間は出さないようにする。） ・陶磁器は、毎日（常時回収コンテナは設置してあるが、夜間は出さないようにする。）
廃乾電池	毎日（施設内は、開館等時間内）
粗大ごみ	・午前8時までに、処理券を貼り付けた状態で玄関先などに出す。 ・東部知多クリーンセンターへ直接持ち込む。
自転車・三輪車 ベビーカー、小型家電製品	自転車・三輪車・ベビーカー及び小型家電製品は、年1回 各地区コミュニティセンター、集会所で午前9時から12時まで回収

(4) 資源ごみ地区別回収日・場所

地区名	回収日		場 所	(地名前のNo.は地図番号)
森 岡	(毎月)	(1)	1:大阪屋西	(14) 20:村木苑東
	1・3火曜日	(2)	2:フードセンターカネ平東	(15) 21:中町26-3
	金属・びん・ペット	(3)	4:農協国道東	(16) 24:中町20-2
	2・4火曜日	(4)	5:南古新田踏切東	(17) 26:村木神社道路北
	紙・布	(5)	6:八剣神社北	(18) 27:極楽寺南
	1・3金曜日	(6)	7:水野石油店東	(19) 28:杉之池東南
	プラ製容器包装	(7)	8:開眼寺	(20) 29:森岡保育園西
		(8)	9:水野石油店国道南西	(21) 30:森岡前田公園北
		(9)	10:一色畑南	(22) 32:サンハウス尾張森岡Ⅱ東*
		(10)	11:5番組新池下北	(23) 33:サンハウス尾張森岡Ⅱ西*
		(11)	13:八百正駐車場東	(24) 45:グローバルコート森岡*
		(12)	16:中町6-22先	(25) 47:新池公園南
		(13)	19:海印寺東	(26) 54:山之神
森岡台	(毎月)	(1)	3:祖母懐北公園	(9) 37:オーガニックエコ(株)西
	1・3火曜日	(2)	5:上割木25-20東	(10) 39:上源吾12番組
	紙・布	(3)	6:下今池公園	(11) 40:上申間1-120
	2・4火曜日	(4)	8:森岡自然公園北	(12) 42:森の里沈砂池南
	金属・びん・ペット	(5)	10:濁池北公園	(13) 43:下源吾(大府市境)
	1・3金曜日	(6)	12:大池南公園東	(14) 48:森岡自然公園南
	プラ製容器包装	(7)	34:二ツ池南	(15) 52:グレイシャスエクスプレスマルゼン*
		(8)	35:石ヶ瀬古戦場西	(16) 53:愛三工業(株)寮*
緒 川	(毎月)	(1)	1:天白池ふれあい広場北	(21) 23:藤和シテイコープ北
	1・3水曜日	(2)	2:天白64東	(22) 24:山の手大橋西
	金属・びん・ペット	(3)	②:水野機械北(宝前庵)	(23) 25:西高岨ふれあい広場
	2・4水曜日	(4)	4:入海神社北	(24) 26:上鰻池東
	紙・布	(5)	5:上家左川51-3東	(25) 27:実盛山ふれあい広場前
	2・4金曜日	(6)	6:水野石油北	(26) 28:キャッスルハイツ東浦*
	プラ製容器包装	(7)	7:五ヶ村川東(古流作)	(27) 29:ルミエール*
		(8)	8:ホームセンターコーナン北	(28) ②⑨:相生の松
		(9)	9:北新田36-2先	(29) 30:キャッスルハイツ東浦Ⅱ*
		(10)	10:緒川コミュニティセンター(旧公民館)東	(30) 31:キャッスルハイツ東浦Ⅳ*
		(11)	11:緒川小学校北	(31) 32:サンサン都西
		(12)	14:緒川保育園北	(32) 33:相生の丘南公園
		(13)	15:札木公園北	(33) 34:相生の丘(北公園)
		(14)	16:ひだか動物病院駐車場東	(34) 35:レオパレス
		(15)	17:JR緒川駅南	(35) 36:株豊田自動織機緒川寮*
		(16)	18:佐藤内科クリニック南	(36) 37:濁池西第1号緑地南
		(17)	19:サンブラ東浦西*	(37) 38:濁池西第1号公園東
		(18)	20:笠松石油西(平成)	(38) 39:緒川駅東区画整理地内
		(19)	21:役場南東	(39) 41:辰新町北
		(20)	22:給食センター北	(40) 42:辰新町南
緒川新田	(毎月)	(1)	1:新田米穀店南	(11) 17:巽ヶ丘ハイツ北
	1・3金曜日	(2)	①:上米田11-28北	(12) 20:丸山27-1
	紙・布類	(3)	2:西釜池8-19西	(13) 22:東浦ガス商会東
	2・4金曜日	(4)	②:葵ノ荘団地集会所北	(14) 23:カンナ西
	金属・びん・ペット	(5)	3:中釜池44-4先	(15) 25:西本坪公園場北
	1・3水曜日	(6)	10:メゾンすくも南	(16) 26:西本坪28-14
	プラ製容器包装	(7)	13:卯の花公園北	(17) 28:中本坪6-7西
		(8)	14:JA新田支店南	(18) 29:岩月鍼灸院南
		(9)	15:肥後原37-1南	(19) 30:上ノ池西
		(10)	16:新田保育園北	(20) 32:とち池ふれあい広場北

地区名	回収日		場 所	(地名前のNo.は地図番号)
東ヶ丘	(毎月)	(1)	1:東ヶ丘集会所	(13) 23:丸池台13-17
	1・3金曜日	(2)	3:東仙台みどり緑地北西	(14) 25:丸池台7-17
	金属・びん・ペット	(3)	5:東仙台32-8東	(15) 27:高根児童公園
	2・4金曜日	(4)	6:東仙台34-14東	(16) 28:丸池台16-15
	紙・布	(5)	8:東仙台46-10	(17) 30:上高根台32-17
	1・3水曜日	(6)	9:東仙台42-11	(18) 32:上高根台28-17
	プラ製容器包装	(7)	10:高根南公園東	(19) 35:上高根台22-15
		(8)	13:東仙台18-12	(20) 37:上高根台16-15
		(9)	14:東仙台13-11	(21) 41:上高根台85
		(10)	17:丸池台80-6	(22) 44:上高根台8-15
		(11)	19:丸池台80-4	(23) 46:上高根台1-9
		(12)	20:丸池台78-2	(24) 47:上高根台35-2
石浜東	(毎月)	(1)	1:石浜コミュニティセンター(旧公民館)	(30) 49:午池分譲入口
	1・3月曜日	(2)	2:石浜区民館	(31) 50:桜見台4-9
	紙・布	(3)	3:芦間29-1西	(32) 51:桜見台11-6
	2・4月曜日	(4)	4:東中飛翔館東	(33) 53:桜見台21-22
	金属・びん・ペット	(5)	5:石浜保育園北	(34) 55:桜見台21-11
	2・4木曜日	(6)	6:廻間64南	(35) 57:桜見台26-15
	プラ製容器包装	(7)	8:平林公園	(36) 58:かみね北公園西
		(8)	9:鈴木建築西	(37) 62:フィオーレ西
		(9)	10:玉洞院南東	(38) 63:中央70(かみね南公園南)
		(10)	11:子供墓所前	(39) 64:アットイーズB棟北
		(11)	12:西平地東	(40) 65:ミリオンベルI東*
		(12)	13:片山南ふれあい広場	(41) 67:グランドール東
		(13)	14:川尻18-11西	(42) 68:中央10-10先
		(14)	15:スカイハイム西	(43) 69:消防石浜分団詰所東
		(15)	16:明光寺北	(44) 70:中子新田区画整理地内
		(16)	17:カネ市ゴム工業北	(45) 71:JR石浜駅南
		(17)	18:シルバー人材センター西	(46) 72:黒鳥58-3
		(18)	19:火の見やぐら	(47) 73:黒鳥26-59
		(19)	22:グリーンハイツ杉*	(48) 74:黒鳥26-74
		(20)	23:成田商店南	(49) 75:エクセルグランデ東浦*
		(21)	24:いろは製菓西	(50) 76:川尻5南*
		(22)	25:町営グラウンド西	(51) 77:JR石浜駅自転車駐車場横
		(23)	26:第2リビエール石浜	(52) 78:緑が丘地内
		(24)	28:芦間8-1南	(53) 81:キャッスルハイツ*
		(25)	39:リビエール石浜*	(54) 82:マーサ21*
		(26)	41:玉洞院西	(55) 83:榊豊田自動織機石浜寮*
		(27)	42:三本松公園	(56) 84:プリオール東浦*
		(28)	43:午池西	(57) 87:セントリリー*
		(29)	44:竹商東	
石浜中	(毎月)	(1)	1:吹付2-158西	(10) 10:菰蓋1-134南
	1・3水曜日	(2)	2:吹付東公園南西	(11) 11:白山1-19南
	紙・布	(3)	3:吹付東公園北	(12) 12:桜見台8-1
	2・4水曜日	(4)	4:吹付2-99西	(13) 13:桜見台6-4
	金属・びん・ペット	(5)	5:吹付2-54西	(14) 14:藤塚公園東
	1・3木曜日	(6)	6:田之助6-49東	(15) 16:菰蓋1-149東
	プラ製容器包装	(7)	7:田之助6-13東	(16) 17:藤塚1-63西
		(8)	8:菰蓋1-86西	(17) 18:菰蓋1-116西
		(9)	9:吹付2-33西	

地区名	回収日		場 所	(地名前のNo.は地図番号)
石浜西	(毎月)	(1)	1: 3 街区 4 棟東	(19) 34: 3 街区 1 棟北
	1・3 月曜日	(2)	2: 3 街区 9 棟西	(20) 35: 県営東浦住宅 4 棟南
	金属・びん・ペット	(3)	3: 3 街区 8 棟東	(21) 36: 県営東浦住宅 5 棟南
	2・4 月曜日	(4)	4: 3 街区 7 棟北	(22) 37: 県営東浦住宅 9 棟
	紙・布	(5)	5: 3 街区 6 棟西	(23) 38: 県営東浦住宅 10 棟
	2・4 木曜日	(6)	6: 3 街区 5 棟東	(24) 39: 県営東浦住宅 11 棟
	プラ製容器包装	(7)	7: 3 街区 4 棟西	(25) 40: 南ヶ丘きたこうえん
		(8)	8: 3 街区 3 棟北	(26) 41: 南ヶ丘なかこうえん西
		(9)	9: 3 街区 2 棟北	(27) 42: 南ヶ丘みなみこうえん東
		(10)	14: 2 街区 13 棟北①	(28) 43: 南ヶ丘 2 6 - 6 4
		(11)	15: 2 街区 13 棟北②	(29) 44: 南ヶ丘 2 6 - 6 7
		(12)	18: 2 街区 1 5 棟北	(30) 45: 南ヶ丘 2 6 - 7 1
		(13)	26: 県営東浦住宅 1 棟西	(31) 46: 南ヶ丘 2 6 - 6 3
		(14)	27: 県営東浦住宅 8 棟東	(32) 47: 南ヶ丘 2 6 - 7 0
		(15)	28: 県営東浦住宅 8 棟東	(33) 48: 南ヶ丘みなみこうえん北
		(16)	29: 県営東浦住宅 6 棟東	(34) 49: 南ヶ丘 2 6 - 6 9
		(17)	30: 県営東浦住宅 2 棟北	(35) 50: 南ヶ丘 2 6 - 6 8
		(18)	31: 県営東浦住宅 2 棟北	(36) 51: 南ヶ丘なかこうえん南
生 路	(毎月)	(1)	1: 泉ヶ池西	(16) 23: 前田 1 1 3 - 1 先
	1・3 木曜日	(2)	2: 泉ヶ池東	(17) 25: ジャス東浦東*
	紙・布	(3)	3: 浜田公園	(18) 26: ジャス東浦西*
	2・4 木曜日	(4)	4: レインボー東浦石浜*	(19) 27: ピボットマンション池下*
	金属・びん・ペット	(5)	5: レインボー東浦*	(20) 29: 大踏切の地蔵前
	2・4 水曜日	(6)	7: 丸浜サイジング	(21) 31: 厄松池東
	プラ製容器包装	(7)	8: サンプラ生路*	(22) 34: 花井製作所第 6 駐車場東
		(8)	9: 東午新田 3 先	(23) 35: 東浦高校東
		(9)	11: 山口建築東	(24) 37: 西午新田ふれあい広場北
		(10)	13: 坂下 1 8 南	(25) 38: キャッスルハイツ東浦Ⅲ
		(11)	15: 北若衆稽古部屋	(26) 39: 門田 2 7 - 2 6
		(12)	16: 生路小学校北東	(27) 42: コペアヤマソウ*
		(13)	17: 生路コミュニティセンター (旧公民館)	(28) 46: 前田 3 5 - 7 9 (生路前田南公園)
		(14)	19: 門田公園	(29) 47: 前田 3 5 - 2 2
		(15)	20: 長坂組東	
藤 江	(毎月)	(1)	1: 厄松池南	(18) 19: 前田クリニック南
	1・3 木曜日	(2)	2: 上廻間 2 3 - 1 東	(19) 20: 山敷 1 8 東
	金属・びん・ペット	(3)	3: 上廻間 2 9 - 1 西	(20) 21: レインボー東浦藤江*
	2・4 木曜日	(4)	4: エルグランデ東浦*	(21) 22: 荒子団地北国道沿い
	紙・布	(5)	5: グランコート東浦*	(22) 23: 町営藤江住宅西
	2・4 水曜日	(6)	7: 三丁 1 - 2 東	(23) 24: 荒子 8 7 - 1 西
	プラ製容器包装	(7)	8: 西河屋東	(24) 25: 新福工業南
		(8)	9: ふじが丘 6 - 2 6	(25) 26: 鈴木組資材置場東
		(9)	10: ふじが丘 1 1 - 2 3	(26) 27: 荒子団地浄化槽隣
		(10)	11: 西之宮 3 3 - 1 7 東	(27) 28: ふじが丘 1 - 1 8
		(11)	12: シャトー雅前	(28) 29: ふじが丘 3 6 - 1 5
		(12)	13: 藤江公民館駐車場南	(29) 30: ふじが丘 3 1 - 1 1
		(13)	14: 前田 2 9 北	(30) 31: ふじが丘 2 4 - 8
		(14)	15: ビューラ前田東	(31) 32: ふじが丘 2 1 - 1 2
		(15)	16: 上満 1 8 - 4 南	(32) 39: 荒子 8 - 1 9 9
		(16)	17: キャノンピア東浦*	(33) 64: レオパレスムート*
		(17)	18: 須賀川樋門北	(34) 65: ノビリティマルユウ*

※ *印のついている回収場所は、入居者専用です。

(5) 指定ごみ袋販売所

(63販売所)

平成25年8月1日現在

No.	地 区	販売所名	住 所	電 話
1	森 岡	フードセンターカネ平	森岡字新屋敷 1	83-2543
2	〃	八百正	森岡字段上 1-1	83-8627
3	〃	(株) ドミー東浦店	森岡字前田 55-1	83-5141
4	〃	くすりのアルファ薬局	森岡字下今池 35-9	84-1888
5	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池 8-76	83-4893
6	〃	酒市場本店	森岡字上半ノ木 51-5	84-1826
7	〃	ゲンキー愛知東浦店	森岡字前田 55-1	82-3390
8	〃	デイリーヤマザキ東浦森岡店	森岡字取手 118-1	84-3215
9	〃	ローソン東浦森岡店	森岡字前田 37-1	85-0305
10	〃	サークルK東浦森岡店	森岡字新池下 36-1	82-5885
11	緒 川	松華園	緒川字家下 1	83-2324
12	〃	福田屋	緒川字竹塚 14-13	83-3260
13	〃	(資)カネヨセンター	緒川字竹塚 13-4	83-3375
14	〃	(有)タカラヤ	緒川字竹塚 14	83-4101
15	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区 96	83-2028
16	〃	(有)水谷金物店	緒川字下出口 2-2	83-2502
17	〃	敷島屋	緒川字屋敷二区 64-1	83-2336
18	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区 8	83-2235
19	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区 44-2	83-2469
20	〃	サークルK東浦役場前店	緒川字平成 55	84-5188
21	〃	(資)山口屋商店	緒川字家下 3-2	83-2256
22	〃	(資)千鳥屋	緒川字竹塚 8-43	83-3367
23	〃	わたや呉服店	緒川字屋敷二区 143	83-2258
24	〃	パオみよしや東浦店	緒川字南大狭間 56-3	84-3714
25	〃	イオンリテール (株) イオン東浦店	緒川字申新田二区 67-8	82-2800
26	〃	ホームセンターコーナン知多東浦店	緒川字北新田 8-5	82-1061
27	〃	(株)スギ薬局東浦店	緒川字家下 22-1	84-5031
28	〃	セブンイレブン東浦緒川塩田店	緒川字塩田 68	84-7328
29	〃	役場環境課	緒川字政所 20	83-3111
30	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池 10-6	34-9904
31	〃	リカーショップ林	緒川字上米田 11-35	83-6813
32	〃	ショッピングマルス東ヶ丘店	緒川字東仙台 1	84-6988
33	〃	ローソン東浦知多インター店	緒川字姥池 72-1	84-5821
34	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池 5-8	35-0029
35	〃	卯ノ里コミュニティセンター	緒川字雁狭間山 11-8	34-4822
36	〃	サークルK東浦緒川植山店	緒川字植山 43-2	34-0027
37	〃	あいち知多農協東浦営農センター	緒川字鰻池 34-19	83-9881

No.	地 区	販売所名	住 所	電 話
38	緒川新田	セブンイレブン東浦知多インター店	緒川字上米田 2－1 1	8 4－7 5 5 7
39	石 浜	(有)たからや	石浜字三ッ池 4 9－1	8 3－4 6 6 7
40	〃	サンエツ	石浜字前浜 1 3	8 3－2 3 7 3
41	〃	ショップピングマルス本店	石浜字八ツ針 1－2 6	8 3－7 1 1 2
42	〃	(有)松栄堂アイプラザ店	石浜字菰蓋 1－1 4 3	8 3－7 2 0 2
43	〃	サークルK東浦石浜店	石浜字行田 1 8－1	8 3－6 1 7 5
44	〃	竹商	石浜字平池上 7 8－1 0 1	8 4－0 2 9 7
45	〃	(有)さかゑ屋	石浜字片山 6	8 3－2 4 5 5
46	〃	松谷マッサージ治療院	石浜字川尻 1 7－1 0	8 3－1 0 0 3
47	〃	杉野文具店	石浜字岐路 6 0－1	8 3－5 0 8 3
48	〃	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央 1 3－1 4	8 2－2 5 0 1
49	〃	セブンイレブン東浦石浜駅西店	石浜字なかね 1 1－8	8 4－7 6 3 4
50	〃	サークルK東浦南ヶ丘店	石浜字南ヶ丘 1 6－1 5	8 4－8 6 5 1
51	〃	セブンイレブン東浦石浜須賀店	石浜字須賀 3 0－2	8 4－7 8 7 7
52	生 路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木 1 3	8 3－3 3 3 9
53	〃	コノミヤ東浦店	生路字池下 6 1－9	8 3－8 8 1 1
54	〃	いくまん呉服店	生路字浜田 1 6－1	8 3－3 2 0 2
55	〃	ウィンダーランド生路店	生路字池下 1 1 9	8 2－5 7 0 0
56	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田 2 4－7	8 2－5 2 0 2
57	〃	ファミリーマート東浦ハイパス店	生路字西午新田 8 9－3	8 2－3 6 9 1
58	藤 江	カネラ新美商店	藤江字須賀 1 3 0	8 3－2 2 0 7
59	〃	ニュージョイス生一	藤江字大坪 4 8－2 1	8 3－2 7 1 6
60	〃	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪 4 8－1 8	8 3－6 0 6 9
61	〃	サンクス東浦駅前店	藤江字大坪 1 4－1	8 4－4 7 4 6
62	〃	大蔵屋	藤江字松本 7－2	8 3－2 4 1 3
63	〃	セブンイレブン東浦藤江店	藤江字荒子 8－1 7 9	8 4－8 5 5 1

(6) 粗大ごみ処理券販売所

(29販売所)

平成25年8月1日現在

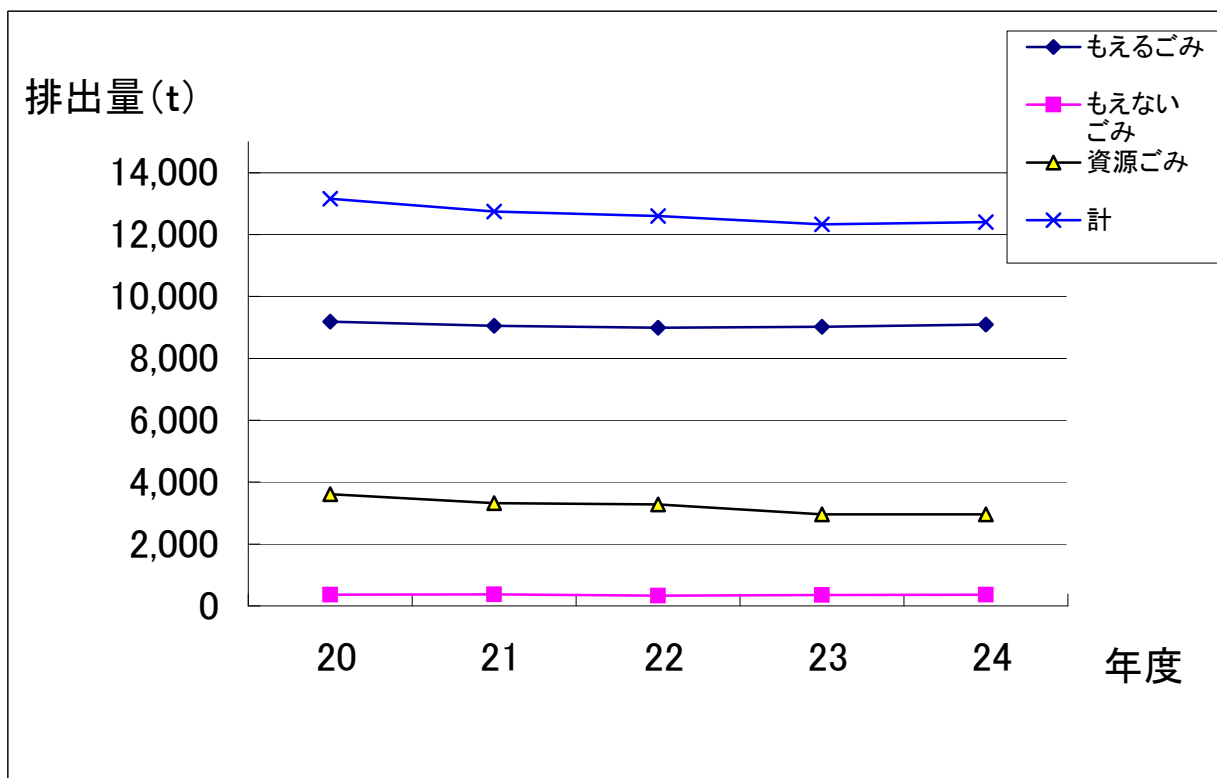
No.	地 区	販売所名		電 話
1	森 岡	八百正	森岡字段上1-1	83-8627
2	〃	(株) ドミー東浦店	森岡字前田55-1	83-5141
3	〃	くすりのアルファ薬局	森岡字下今池35-9	84-1888
4	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池8-76	83-4893
5	緒 川	松華園	緒川字家下1	83-2324
6	〃	(資) カネヨセンター	緒川字竹塚13-4	83-3375
7	〃	(有) タカラヤ	緒川字竹塚14	83-4101
8	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
9	〃	(有) 水谷金物店	緒川字下出口2-2	83-2502
10	〃	敷島屋	緒川字屋敷二区64-1	83-2336
11	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区8	83-2235
12	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区44-2	83-2469
13	〃	(資) 山口屋商店	緒川字家下3-2	83-2256
14	〃	(資) 千鳥屋	緒川字竹塚8-43	83-3367
15	〃	行政サービスコーナー	緒川字申新田貳区67-8	82-2940
16	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
17	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池10-6	34-9904
18	〃	リカーショップ林	緒川字上米田11-35	83-6813
19	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池5-8	35-0029
20	石 浜	サンエツ	石浜字前浜13	83-2373
21	〃	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央13-14	82-2501
22	生 路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木13	83-3339
23	〃	ファミリーマート東浦ハイパス店	生路字西午新田89-3	82-3691
24	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田24-7	82-5202
25	〃	いくまん呉服店	生路字浜田16-1	83-3202
26	藤 江	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪48-18	83-6069
27	〃	サンクス東浦駅前店	藤江字大坪14-1	84-4746
28	〃	大蔵屋	藤江字松本7-2	83-2413
29	〃	セブンイレブン東浦藤江店	藤江字荒子8-179	84-8551

(7) ごみ収集量

① ごみ収集量の年度別変化

東浦町が収集したごみ（一般廃棄物）の総量は、平成20年度から少しずつではありますが、減少傾向にあります。住民一人当たりの年間排出量で比較しますと、平成20年度では約264kg、平成24年度では約247kgであり、この5年間で一人当たり約17kgごみの排出量が減少しました。この結果の要因として考えられるのは、ごみの減量化・資源化のほかに、最近の経済情勢などもあります。

※住民一人当たりの年間排出量＝ごみ収集量÷人口



(単位: t)

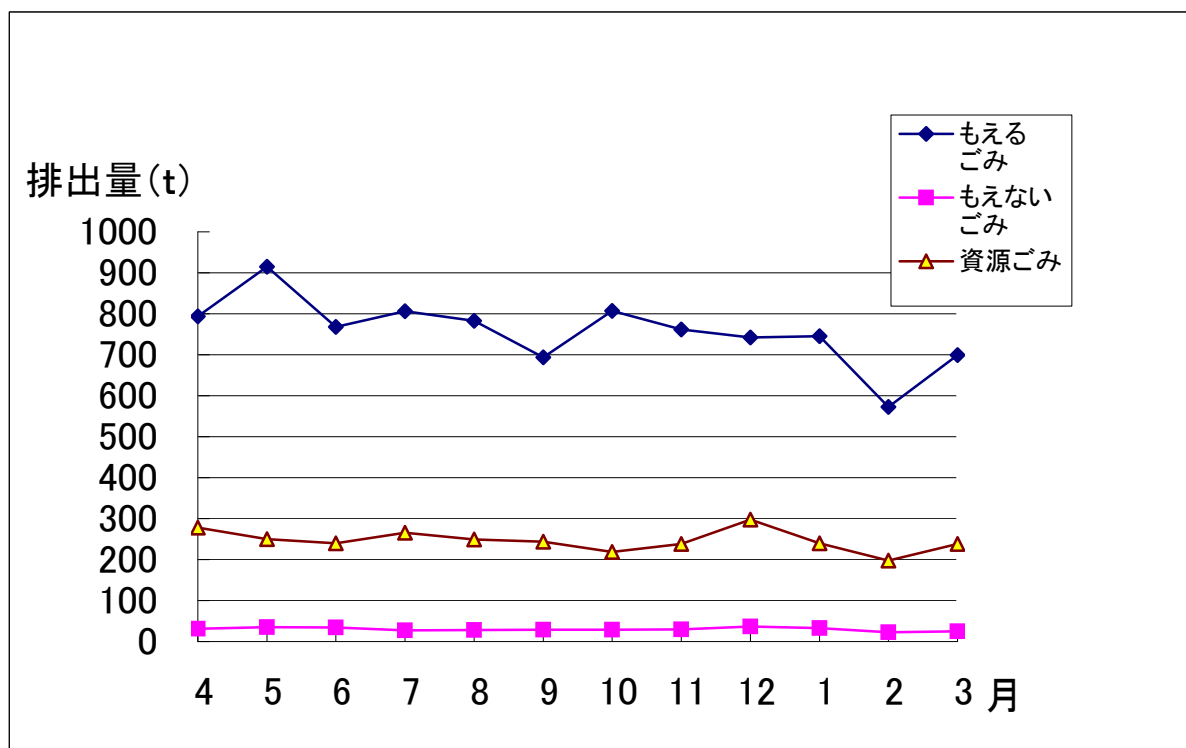
年度 種類	20	21	22	23	24
もえるごみ	9,185	9,055	8,991	9,018	9,088
もえない ごみ	358	371	329	354	361
資源ごみ	3,614	3,319	3,276	2,955	2,958
計	13,157	12,745	12,596	12,327	12,407
人口 (人)	49,876	50,171	50,192	50,170	50,149

(注) 1. もえるごみ・もえないごみは、無料処理分のみ

(東部知多クリーンセンター持込、不法投棄、火災ごみ含む)

(注) 2. 人口は毎年10月1日現在

② ごみ収集量の月別変化（平成24年度）



(単位: t)

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
もえるごみ	794	915	768	806	783	694	807	762	742	745	573	699
もえないごみ	31	35	34	27	28	29	29	30	37	33	23	25
資源ごみ	278	250	240	266	249	244	219	238	298	240	198	238

③ ごみの一世帯あたりの収集量及び処理費

(一般+公用ごみ)

年度 \ 区分	収集世帯	処理量			一世帯あたりの 収集量 (kg)	一世帯あたりの 処理費(円)
		もえるごみ (t)	もえないごみ (t)	合計 (t)		
20	18,415	9,185	358	9,543	518	10,145
21	18,793	9,055	371	9,426	502	10,260
22	18,979	8,991	329	9,320	491	7,788
23	19,153	9,018	354	9,372	489	7,720
24	19,271	9,088	361	9,449	491	7,598

(注) 1 収集世帯件数は、各年の10月1日現在です。

(注) 2 一世帯あたりの処理費は、処理に要する経費のみで、収集運搬費は含まれま

④ 資源ごみ回収量（平成24年度）

（単位：kg）

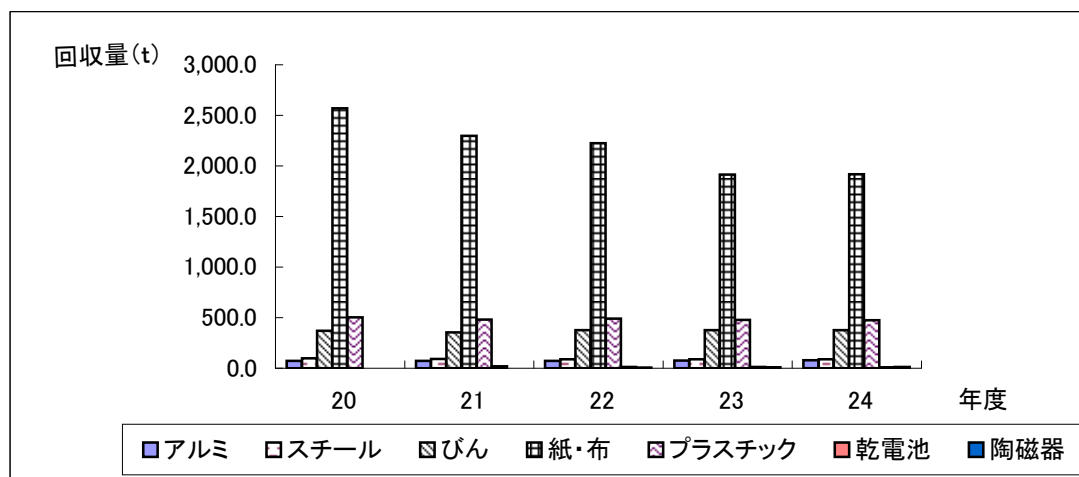
		森岡	森岡台	緒川	新田	東ヶ丘	石浜東
金属類	アルミ	7,379	4,378	8,898	4,828	7,289	15,535
	スチール	9,289	5,747	13,461	5,737	9,439	15,752
	計	16,668	10,125	22,359	10,565	16,728	31,287
紙布類	新聞紙	69,505	28,802	42,462	27,702	109,425	128,895
	雑誌・広告	62,917	66,308	103,638	65,408	90,961	111,301
	ダンボール	36,027	24,970	37,820	22,270	49,082	70,022
	紙パック	1,656	1,574	2,024	1,606	2,109	2,663
	ボール紙	3,100	9,821	10,696	7,804	4,419	5,589
	布	9,254	5,253	9,603	5,693	12,829	17,575
	計	182,459	136,728	206,243	130,483	268,825	336,045
びん類	一升びん	1,368	1,459	2,829	1,299	1,565	2,091
	ビールびん	418	153	307	157	393	532
	その他のびん	75	0	0	0	69	77
	カレット	34,420	25,690	51,830	21,680	39,680	63,380
	計	36,281	27,302	54,966	23,136	41,707	66,080
プラスチック	ペットボトル	11,857	7,796	15,126	8,036	12,762	25,363
	プラスチック製容器包装	27,150	19,170	38,190	22,920	34,730	43,090
	計	39,007	26,966	53,316	30,956	47,492	68,453
合 計		274,415	201,121	336,884	195,140	374,752	501,865

		石浜中	石浜西	生路	藤江	全域	計
金属類	アルミ	3,151	5,618	9,622	10,988	-	77,686
	スチール	3,915	6,161	9,784	10,414	-	89,699
	計	7,066	11,779	19,406	21,402	-	167,385
紙布類	新聞紙	51,430	21,582	70,760	42,092	-	592,655
	雑誌・広告	45,402	55,528	66,570	102,418	-	770,451
	ダンボール	23,957	21,490	48,199	42,880	-	376,717
	紙パック	973	1,144	1,880	2,714	-	18,343
	ボール紙	2,210	4,826	4,119	13,146	-	65,730
	布	5,047	6,253	12,514	9,338	-	93,359
	計	129,019	110,823	204,042	212,588	-	1,917,255
びん類	一升びん	507	584	1,569	2,562	-	15,833
	ビールびん	141	253	396	410	-	3,160
	その他のびん	72	0	65	0	-	358
	カレット	13,720	17,200	45,340	43,360	-	356,300
	計	14,440	18,037	47,370	46,332	-	375,651
プラスチック	ペットボトル	5,020	10,404	13,979	16,691	-	127,034
	プラスチック製容器包装	19,607	11,980	44,380	36,960	46,099	344,276
	白色トレイ	-	-	-	-	3,970	3,970
	計	24,627	22,384	58,359	53,651	50,069	475,280
乾電池		-	-	-	-	10,750	10,750
陶磁器		-	-	-	-	12,000	12,000
合 計		175,152	163,023	329,177	333,973	72,819	2,958,321

（注） 1 プラスチック製容器包装全域欄は役場拠点回収量を表示

（注） 2 白色トレイ、乾電池、陶磁器は拠点回収のため町全域の回収量を表示

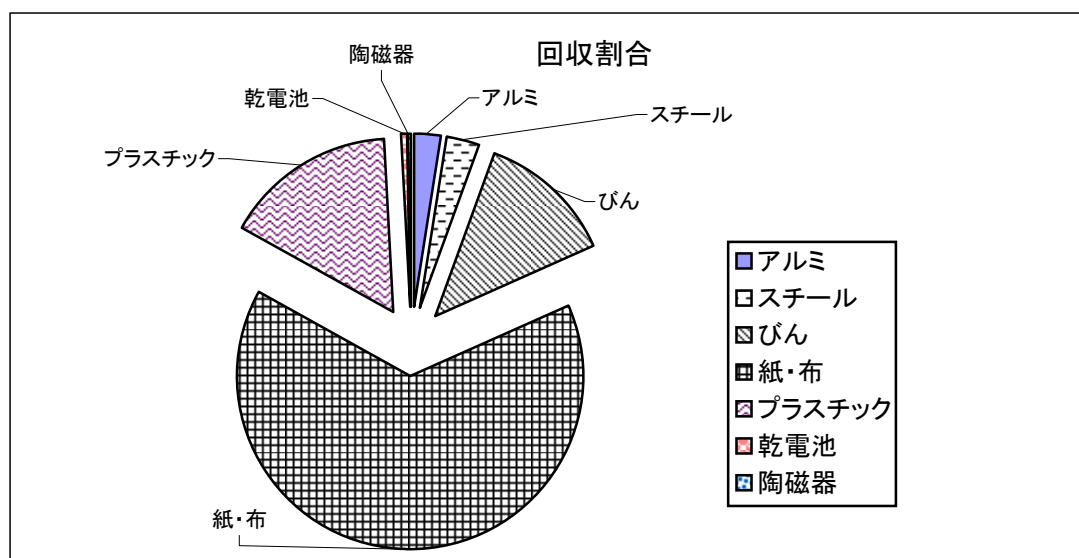
⑤ 資源ごみ回収量(種類別)年度別変化



(単位：t)

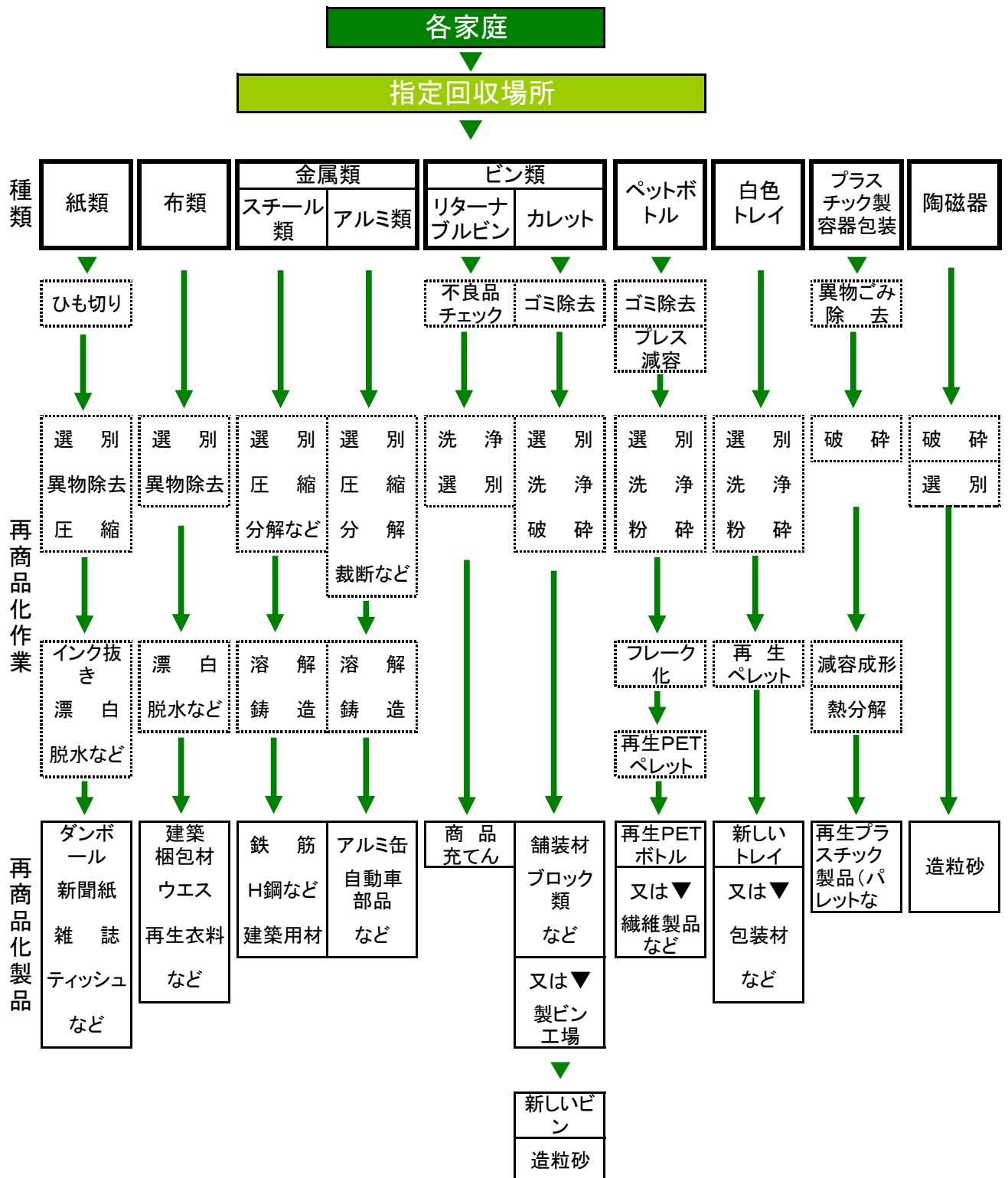
年度	20	21	22	23	24
種類					
アルミ	71.8	73.1	73.6	76.6	77.7
スチール	97.2	91.7	87.5	90.1	89.7
びん	371.5	355.9	377.3	376.6	375.6
紙・布	2,568.5	2,298.6	2,226.2	1,913.6	1,917.3
プラスチック	504.6	479.7	490.8	476.8	475.3
乾電池	0.0	20.2	14.1	11.3	10.7
陶磁器	-	-	6.9	10.1	12.0
合計	3,613.6	3,319.3	3,276.4	2,955.1	2,958.3

⑥ 資源ごみ(種類別)回収割合(平成24年度)



品目	回収量(kg)	回収割合(%)
アルミ	77,686	2.6
スチール	89,699	3.0
びん	375,652	12.7
紙・布	1,917,255	64.8
プラスチック	475,280	16.1
乾電池	10,750	0.4
陶磁器	12,000	0.4
計	2,958,322	100.0

⑦ 資源ごみの流れ



2 し 尿

(1) し尿の収集料金

定額制	定額料金	1 人 月	2 7 0 円	①一般家庭が対象。 ②月 1 回のくみ取りが原則。 ③3 歳未満（3 歳に達した日の属する年度の末日まで）の者は無料。 ④人員は、くみ取り予定日の前月 1 日の人員。 ⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。
	超過料金	1 回 につき	5 4 0 円	月 2 回以上のくみ取りをする場合に 2 回目以降のくみ取りから徴収する。
従量制		18 リットル につき	1 3 5 円	①人員の確定困難な事務所・飲食店等及び簡易水洗式便槽が対象。 ただし、一般家庭でも次の場合は対象とする。 ・水洗式くみ取り場合 ・月 1 回のくみ取りを必要としない場合 ・多量の水を使用しないとくみ取りできない場合 ・人員の確認が困難な場合 ・その他定額制が不適当な場合 ②月 1 回のくみ取りが原則。 ③雨水、地下水等が浸入した場合のくみ取り。 ④1 リットル未満の端数は切り捨てる。 ⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。

(2) くみ取りにあたっての留意事項

①留守家庭の取り扱いについて

- ・くみ取り予定日前後に外出するときは、くみ取り券入れに必要な枚数（従量制は必要と思われる枚数）を入れ、風などでくみ取り券が飛ばされないようにし、わかりやすいところに明示する。

くみ取り券が用意されていないと、くみ取りができない。

②くみ取り券入れについて

- ・くみ取り券入れは、住所・氏名・人員等の必要事項を記入し、留守時に利用する。

③くみ取り券について

- ・定額制の超過料金は、1 回につき定額制くみ取り券 2 枚必要。
- ・くみ取り券を業者に提出する時は、いずれか 1 枚の裏面に住所・氏名を記入する。

④くみ取りの予定日について

- ・広報ひがしうらで随時お知らせする。
- ・毎月、森岡・緒川・緒川新田・石浜・生路・藤江の順に実施。

⑤その他

- ・転入、転出及び死亡等で人員に変更があった場合は届出が必要。
- ・くみ取り口付近は、作業のしやすいようにする。
- ・便そうの清掃に使用する水は、１カ月１０リットル以内。
- ・現金支払いは不可。

⑥くみ取り委託業者

トーエイ株式会社 電話 ８３－３８８０

(３) くみ取り券販売所

(17 販売所)

平成 25 年 3 月 31 日現在

No.	地区	販売所名	住 所	電 話
1	森岡	フードセンターカネ平	森岡字新屋敷 1	8 3 - 2 5 4 3
2	〃	J A 森岡支店	森岡字取手 1 1 8 - 4	8 3 - 2 0 8 1
3	緒川	敷島屋	緒川字屋敷二区 6 4 - 1	8 3 - 2 3 3 6
4	〃	松華園	緒川字家下 1	8 3 - 2 3 2 4
5	〃	J A 東浦支店	緒川字浜田 3 - 7	8 3 - 2 1 2 1
6	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区 9 6	8 3 - 2 0 2 8
7	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区 4 4 - 2	8 3 - 2 4 6 9
8	〃	役場環境課	緒川字政所 2 0	8 3 - 3 1 1 1
9	緒川新田	J A 新田支店	緒川字寿久茂 4 8	3 4 - 8 2 9 6
10	〃	新田米穀店	緒川字西釜池 1 0 - 6	3 4 - 9 9 0 4
11	石浜	サンエツ	石浜字前浜 1 3	8 3 - 2 3 7 3
12	〃	杉野文具店	石浜字岐路 6 0 - 1	8 3 - 5 0 8 3
13	生路	J A 生路支店	生路字門田 1 5 - 1	8 3 - 2 0 8 3
14	〃	ミヅノ屋	生路字梨ノ木 1 3	8 3 - 3 3 3 9
15	〃	かめや	生路字浜田 9 - 5	8 3 - 2 6 2 5
16	藤江	J A 藤江支店	藤江字西之宮 1 0 8 - 1	8 3 - 2 0 8 4
17	〃	大蔵屋	藤江字松本 7 - 2	8 3 - 2 4 1 3

(４) し尿収集量

年度	年間処理量 (k l)	収集人口 (人)	総人口 (人)
20	2, 016	2, 240	49, 876
21	1, 929	2, 112	50, 171
22	1, 809	1, 993	50, 192
23	1, 732	1, 766	50, 170
24	1, 559	1, 665	50, 149

(注) 人口は、各年 10 月 1 日現在

(5) 浄化槽設置状況

平成25年3月31日現在

(単位：基)

区 分 処理対象人員	単独処理施設			合併処理施設	合 計
	腐敗タンク方式	ばっ気方式	小 計	ばっ気方式	
1～5	254	777	1,031	694	1,725
6～7	122	1,324	1,446	518	1,964
8～10	117	732	849	101	950
11～15	30	93	123	42	165
16～20	20	91	111	27	138
21～50	59	186	245	90	335
51～100	30	8	38	42	80
小 計	632	3,211	3,843	1,514	5,357
101～300	7	8	15	50	65
301～500	3	4	7	11	18
小 計	10	12	22	61	83
501～5,000	0	0	0	4	4
小 計	0	0	0	4	4
合 計	642	3,223	3,865	1,579	5,444

3 東部知多衛生組合の状況

(1) 月別し尿・ごみ処理量（平成24年度）

区分 月	し尿処理 (kl) 東部知多浄化センター			ごみ処理 (t) 東部知多クリーンセンター				
	し尿	浄化槽汚泥	計	可燃物		不燃物		計
				一般収集	持込有料	一般収集	持込有料	
24年4月	146.00	971.81	1,117.81	794.14	184.44	31.26	6.30	1,016.14
5月	139.33	1,120.11	1,259.44	915.35	214.11	35.22	8.73	1,173.41
6月	135.10	928.52	1,063.62	768.21	210.87	33.88	6.47	1,019.43
7月	136.89	850.68	987.57	806.25	220.22	27.49	6.59	1,060.55
8月	131.48	806.66	938.14	782.90	220.37	28.28	7.53	1,039.08
9月	125.78	837.41	963.19	693.80	213.73	28.59	6.14	942.26
10月	123.26	1,020.17	1,143.43	807.11	229.90	28.66	6.38	1,072.05
11月	124.90	960.75	1,085.65	762.23	225.96	29.96	6.81	1,024.96
12月	116.72	877.94	994.66	741.77	216.24	36.85	9.80	1,004.66
25年1月	139.81	867.10	1,006.91	744.52	182.51	32.88	5.88	965.79
2月	117.09	877.88	994.97	572.75	157.69	22.49	3.32	756.25
3月	122.07	1,046.74	1,168.81	699.18	204.11	25.44	7.36	936.09
計	1,558.43	11,165.77	12,724.20	9,088.21	2,480.15	361.00	81.31	12,010.67
1か月平均	129.87	930.48	1,060.35	757.35	206.68	30.08	6.78	1,000.89

(注) 一般収集は、公用持込を含む。

(2) ごみの状況

(単位:t)

構成市町 年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
20	9,185	22.2	11,823	28.6	15,417	37.3	4,889	11.9	41,314	100
21	9,055	22.2	11,602	28.4	15,151	37.2	4,965	12.2	40,773	100
22	8,991	22.1	11,423	28.1	15,221	37.5	5,013	12.3	40,648	100
23	9,018	21.9	11,449	27.8	15,475	37.7	5,182	12.6	41,124	100
24	9,088	21.9	11,519	27.8	15,554	37.5	5,281	12.80	41,442	100

(注) 可燃物のみの投入量

(3) し尿の状況

(単位:kl)

構成市町 年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
20	13,691	26.0	8,584	16.3	22,579	42.8	7,878	14.9	52,732	100
21	14,034	27.5	8,460	16.6	20,305	39.8	8,191	16.1	50,990	100
22	13,866	28.4	8,532	17.5	18,451	37.9	7,884	16.2	48,733	100
23	13,598	28.2	8,391	17.4	17,988	37.4	8,183	17.0	48,160	100
24	12,724	27.7	8,283	18.0	17,113	37.2	7,868	17.1	45,988	100

(注) 浄化槽汚泥を含む投入量

(4) 負担金の推移

■東浦町年度別状況

(単位:千円)

年度 項目	20	21	22	23	24
組合債償還金	125,838	123,114	90,576	32,463	9,979
投資的経費	84,221	75,545	126,023	68,170	92,981
経常的経費 (し尿関係)	51,880	46,966	50,615	51,686	48,775
" (ごみ関係)	162,152	173,312	165,668	164,861	165,702
歳出計 (a)	424,091	418,937	432,882	317,180	317,437
負担金以外の歳入計 (b)	56,034	51,506	134,771	72,835	57,123
実質負担金 (a) - (b)	368,057	367,431	298,111	244,345	260,314

■構成市町別状況

(単位:千円)

構成市町 項目	東浦町	豊明市	大府市	阿久比町	合計
組合債償還金	9,979	13,698	16,923	5,007	45,607
投資的経費	92,981	126,786	160,244	48,782	428,793
経常的経費 (し尿関係)	48,775	30,340	64,224	28,409	171,748
" (ごみ関係)	139,095	178,523	250,586	77,242	645,446
" (温水プール関係)	26,607	13,493	45,854	5,192	91,146
歳出計 (a)	317,437	362,840	537,831	164,632	1,382,740
負担金以外の歳入計 (b)	57,123	72,058	114,681	26,839	270,701
実質負担金 (a) - (b)	260,314	290,782	423,150	137,793	1,112,039

用語解説

・赤 潮

プランクトンが異常繁殖して海水が赤褐色を呈する現象で、その発生によって魚類が死ぬ被害うけます。赤潮発生の原因は、家庭排水・下水・工場排水などにより、沿岸や内湾域が富栄養化したためといわれています。

・アルキル水銀

水銀にアルキル基が1個又は2個結合した有機水銀化合物で、メチル水銀、エチル水銀等の総称であり、無色の液体又は、白色の固体状をしています。

アルキル水銀中毒になると、知覚、聴力、言語障害、視野の狭搾、手足のまひ等の中枢神経障害を起こし、ひどいときには死に至ることもあります。熊本県水俣市で発生した「水俣病」は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド合成工程でできたメチル水銀が原因とされています。

・一酸化炭素(CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。人体への影響は、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

・化学的酸素要求量(COD)

BODと同じく水質の汚染度を示す数値で、酸化剤を使用して、水中の有機物を分解するのに必要な酸素の量を測定するもので、この数値が大きいほど汚れがひどくなります。

・カドミウム(Cd)

主に亜鉛の生産に伴い産出される重金属。長期にわたり大量に体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害・胃腸障害・腎臓障害を起こします。

・環境アセスメント（環境影響評価）

開発事業に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境アセスメントあるいは、環境影響評価といいます。

・環境基準

環境基本法第16条に基づき国が定める基準。環境行政を進めていく上での指針となるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関して定められています。

・環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと。現在は、ビスフェノールA、フタル酸エステル、トリブチルスズなど約70種が環境ホルモンとされています。

・光化学オキシダント(0x)

自動車からの排気ガスや事業所からのばい煙に含まれている窒素酸化物、炭化水素等が、紫外線により光化学反応を起こし生じる物質。光化学オキシダントの濃度が高くなり、空に白いモヤがかかったような状態を「光化学スモッグ」といいます。

・産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

・酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、正常な雨水でもpH 5.6程度となっています。このため一般的にはpH 5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものですが、火山の噴火のように自然現象によるものもあります。諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生しています。

・水素イオン濃度(pH)

物質の酸性、アルカリ性を示す指数で単位はpH。中心となる数値を7（中性）とし、7より小さいものは弱酸性（4～7）、強酸性（0～3）、7より大きいものは弱アルカリ性（7～10）、強アルカリ性（11～14）と分けられています。

・生物化学的酸素要求量(BOD)

微生物が水に溶けた酸素を利用して水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、きれいな水では1～3、ややきれいな水では3～5、汚れている水では5～10、非常に汚れている水では10以上で、数値が高いほど水質が悪いといえます。

・全シアン

シアン化合物のこと。シアン化水素、シアン化カリウム等の他、銅、鉄、銀等の金属化合物がある。シアン化水素やシアン化カリウム等は、体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬ程の猛毒です。

・全窒素

有機および無機（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）の窒素化合物の総量。湖沼の窒素に関する環境基準になっている。窒素はリンとともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となります。

・全リン

リン化合物の総量を表す語。リンは窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となります。

・ダイオキシン類

物の燃焼等の過程で非意図的に生成される、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを含めて、ダイオキシン類といい、「ダイオキシン類対策特別措置法」により排出を規制しています。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

・大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数。大腸菌自体は有害ではないが、水中に多く存在すれば人間や家畜の糞尿により水が汚染されていることになり、水中の大腸菌群数は水質汚濁の指標となっています。

・地球温暖化

二酸化炭素等の物質は、日射エネルギーをほぼ完全通過させる一方、地表から放射される赤外線は吸収し宇宙空間に熱を逃さない「温室効果」をもっており、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により地球の平均気温が上昇することを地球温暖化といいます。地球温暖化により、気候変動、海面水位の上昇、生態系の変化や農業への影響等が懸念されています。

・地球環境問題

被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題及び先進国も含めた国際的な取り組みが必要とされる開発途上国における環境問題をいい、具体的には、①地球の温暖化 ②オゾン層の破壊 ③酸性雨 ④熱帯林の減少 ⑤砂漠化 ⑥海洋汚染 ⑦有害廃棄物の越境移動 ⑧開発途上国の公害問題などがあります。

・窒素酸化物 (NO_x)

大気汚染物質である一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂) 等が主である。通称「ノックス (NO_x)」という。発生源で発生する窒素酸化物は 90%以上が NO で、事業所や自動車などの燃料の燃焼に伴い、燃料中の窒素と酸素、オゾンが自然に反応したり、バクテリアにより発生する。

・トリハロメタン

それ自体は有害でないフミン質などの有機物が、水道原水の浄水過程で注入される塩素と化学反応して生成されるクロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタンなどの物質で、異臭や発ガン性が問題となっています。

・鉛 (Pb)

鉛及びその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の

縁を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧の上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

・二酸化硫黄(SO₂)

石油の中に含まれる硫黄分が燃焼により酸化されて発生するもので、大気汚染物質の一つとして、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質です。無色で刺激性のある気体ですが、高濃度のときは、眼の粘膜を刺激し、呼吸機能に影響を及ぼすといわれています。

・二酸化窒素(NO₂)

工場や自動車などの燃料の燃焼に伴い、燃料中の窒素と酸素、オゾンが自然に反応したり、バクテリアによって窒素酸化物が分解して発生します。家庭や企業で使われる燃料装置はほとんど窒素酸化物を発生します。燃焼によって発生するのは、燃料の種類や燃焼方法によって異なりますが、90%以上は一酸化窒素(NO)で、これが酸化されて二酸化窒素になります。また、二酸化窒素はオゾンなどとともに光化学スモッグの原因のひとつとされています。

・ノルマルヘキサン抽出物質

油分による汚濁の程度を表す指標で、ノルマルヘキサンという溶剤に対して溶けることができる油分などの量で、この数値が大きいほど汚れがひどくなります。

・砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉄鉱物に伴って産出される半金属。銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物としても産出されます。砒素及びその化合物(砒酸、亜砒酸、砒化水素等)は、すべて猛毒であり、皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発疹等の症状を示すといわれています。

・PPM

汚染の濃度を示す単位で、パーセントが百分率を示しているように、ppmは百万分率を表しています。従って1 ppmは、100万分の1を意味します。具体的には、1 ppmとは水1ℓ中に物質が1 mg、あるいは、ガスなどの場合には1 m³中に1 cc混ざっている状態をいいます。

・富栄養化

富栄養化という言葉は、元来湖沼学で用いられてきた専門用語で、窒素、リン等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼(貧栄養湖といいます。)が長い年月の間に栄養物質の豊富な生物生産性の高い湖沼(富栄養湖といいます。)へと次第に変せんしていく現象のことをいいます。

貧栄養湖が富栄養化する速度は、人為的な汚染のない自然界では非常にゆっくりしたのですが、人間活動により大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行します。

・浮遊物質(SS)

水の中には粘土の粒、プランクトンなどの有機・無機物質が多くあり、これら水中に浮遊する物質の総量をいう。この数値が大きいほど汚れがひどく、25 p p m以下であれば正常な魚の生育が維持され、60 p p m以下であれば魚のへい死が防げるものとされています。

・浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル、 $1\mu\text{m}=1/1000\text{mm}$)以下のもの。環境基準が定められています。この粒子は沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康に影響を与えているといわれています。

・フロンガス(クロロフルオロカーボン)

炭素・フッ素・塩素からなる化合物。毒性が低く、無臭・不燃で非常に安定した物質のため、噴射剤・冷媒・洗浄剤・発泡剤などに広く利用されていました。フロンが大気中に排出されると、分解せずに成層圏に達し、地球のオゾン層を破壊し、有害紫外線の地上への到達量が増加するといわれています。

・粉 じ ん

物の破碎・選別その他の機械的処理、又はたい積に伴い発生したり、飛散したりする物質です。

・マニフェストシステム

マニフェストシステムとは、産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などを「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」に記載し、処分業者等からの返送を確認することで産業廃棄物の流れを自ら把握管理する方法をいいます。

・有機りん化合物

農薬として広く使われており、特に毒性が強いのは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nの4種類で、神経を害する作用をもち、頭痛・言語障害・視力障害・錯乱などが生ずる。主な排出源は、農薬として用いられるため、農薬の製造工場や研究所などです。

・溶存酸素(DO)

水中に溶解込んでいる酸素の量。水質の汚濁度を測る指標です。この数値が高い川ほど生物のいる「生きた川」といえ、きれいな川は普通7～10 ppmです。

・六価クロム

クロム化合物には、青紫色を呈する三価クロム化合物と黄色から赤色を呈する六価クロム化合物があり、六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸引による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらす、浮腫や、かいようを生じ、またガンの原因にもなるといわれています。

東浦町の環境（平成 25 年度版）

平成 25 年 8 月

東浦町 生活経済部 環境課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL 0562 (83) 3111 (代表)

FAX 0562 (83) 9756

<http://www.town.aichi-higashiura.lg.jp>